

福祉文教委員会会議録

令和7年2月6日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 17:44

【 案 件 】

1. 図書館について
2. 虐待の予防事業について

【 報告事項 】

1. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
2. 嘉穂劇場施設改修・管理運営計画の策定について (文化課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「図書館について」を議題といたします。本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤堂委員

私のほうから、委員会の振り返りも兼ねて、幾つか確認をさせていただければと思います。

まず、図書館についてですが、コミュニティセンターの改修について、1階の図書館と2階の廊下が吹き抜けでつながっており、2階の廊下や学習室、展示ホールなどからの声が図書館に聞こえてくるという苦情がっております。今回の改修で何らかの対応を検討して下さるといふ答弁ございましたが、具体的にどのような対応するようになったのか、お伺いしたいと思います。

次に、図書館は本を借りるだけでなく、勉強ができるだけでなく、いかに長く快適に過ごせるかということが求められており、今回の改修では、その点についてしっかりとした予算措置をしてほしいという意見が出ておりましたが、どのような検討がされたのか、お伺いいたします。

次に、学習室の拡張や利便性の向上、混雑状況の公開を求める意見が出た際には、検討して、他市の状況も含め調査研究していくという答弁がございましたが、どのような結果に至ったのか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

まず、コミュニティセンターの改修につきまして、中央図書館の1階と2階の廊下が吹き抜けでつながっていることへの苦情に対する対応状況というご質問でございますけれども、こちらにつきましては、コミュニティセンター大規模改修事業におきまして、2階からの騒音防止及び空調効果改善のための改修工事、具体的に言いますと、2階の吹き抜け部分への透明の壁の新設を実施することで対応しようと考えているものでございます。

次に、図書館は本を借りるだけでなく、勉強するだけでなく、快適に過ごせるということを求められておるといふことで、そのための予算措置を検討されたかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、小さなお子様連れの方々でも周りを気にすることなく読み聞かせ等ができるように、お話コーナーを改修するほか、多目的トイレを含む、館内トイレの拡張・改修、閲覧カウンターの新設などを検討しているところでございます。

次に、学習室の拡張や利便性の向上、混雑状況の公開を求める声に対しまして、調査研究はどのような結果に至ったのかというご質問ございましたけれども、学習室の改修につきましては、情報機器等を使用可能とするサイレントルームへの改修を基本設計に反映したところでございますが、工事費の高騰や市の財政状況を鑑みまして、今回の改修事業につきましては、

主に施設の老朽化対策を基本とすることといたしましたものですから、学習室の拡張や利便性の向上に係る改修工事については見送りとする事となったものでございます。

なお、スマホやタブレット等の電子機器の使用につきましては、現在は禁止しておりますけれども、使用可能とする方向で運用方針の見直しを指定管理者と協議しております。

また、Wi-Fiの使用等につきましても、関係部署との継続協議を行ってまいりたいと考えております。

今後も他市の状況を調査研究するとともに、SNSを活用した情報公開につきましても、早期の実施に向けて、引き続き、指定管理者とも協議をしてまいります。

○藤堂委員

それでは続けて、子ども図書館についてお伺いさせていただきます。財源について、国・県の補助金や有利な起債を調査・検討しているが、見つからないという答弁がございました。その後、どのような検討がなされたのか、お伺いいたします。

続けて、不読率についてですが、本市は全国平均に比べて不読率が高く、読書離れが一層進んでいるという状況でございまして、原因の調査や本に親しむ機会の提供を検討するという答弁がございましたが、その後どうなったのか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

子ども図書館の財源等についてというようなご質問でございますけれども、こちらにつきましては、現在も財源につきましては、国・県の補助金や有利な起債等を調査・検討しておりますけれども、現在も財源に係る有力な情報は見つかりませんものですから、子ども図書館整備については現状も見通しが立っておりませんで、来年度以降の予算化も難しい状況でございます。

したがって、現状の穂波図書館は現行機能のまま施設を維持管理していく予定としておりますが、空調、電気設備等の老朽化も著しいため、施設改修の必要は高くなっております。

なお、子ども図書館の整備に向けてご尽力いただいております関係者や地元自治会等に対しましては、現状や今後についての説明を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、不読率について、本市は全国平均と比べ、高くなっているのではないかとということで、どのような検討がされたかというご質問だったと思っておりますが、市内小学校の新入生を対象としました図書館利用案内及び県の補助金を活用した読書好きを育む環境づくり応援事業を全19校で実施したところでございます。

また、本年は、第3次飯塚市子ども読書活動推進計画の中間年であるため、子ども読書活動推進計画策定に係るアンケートを小中学生、学校図書室、児童クラブ、子育て支援センター、就学前施設を対象として実施し、読書活動の実態に係る現状把握に努めております。

なお、本アンケートの集計結果としまして、読書好きの割合が高いにもかかわらず、市立図書館の利用割合が低い、年齢が高くなるとともに家庭での不読割合が高い等の課題も明らかになっており、こどもの読書活動の推進に向けた取組の重要性を改めて認識したところでございます。

これまでも、本に触れるきっかけづくりとしまして、幼児から中学生を対象とした「子ども読書クイズ大会」や、乳幼児から小学生を対象とした「子ども読書スタンプラリー」などを実施しております。また、飯塚図書館を中心とした、「サイエンスモール in いづか」の開催や、各図書館で「図書館まつり」を開催しております。そのほかにも、図書館へ足を運ぶきっかけづくりや読書への興味につながる様々なイベントを各図書館で実施しております。今後もこどもたちの読書推進につながる事業などに積極的に特に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤堂委員

続いて、移動図書館についてですが、移動図書館を6番目の図書館として検討すべきではな

いかという意見ございまして、その後、検討は行ったのか、お伺いいたします。

次に、交流センターでの図書館資料の貸出・返却ができるような活用策を見いだしてほしいという意見がありましたが、その後、どのような検討がなされたのか、お尋ねいたします。

最後に、電子図書館について、国や県、桂川町等の電子図書館が利用できないか調査して検討するとの答弁がございましたが、どのような結果に至ったのか、お尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長

移動図書館の検討につきまして、近隣及び県内自治体における移動図書館導入施設の調査を実施いたしました。子ども図書館の整備検討のほか、現在、改修事業を進めておる状況でございまして、厳しい財政状況の中、初期導入費用のほか、毎年のスタッフの人件費や運用経費を新たに確保することは困難でございますので、図書館の新設に伴う移動図書館の導入の検討には至っていない状況でございます。

次に、交流センターで図書資料の貸出・返却ができるような活用策の検討についてのご質問でございますが、現在、学校図書館資料の保管と学校連携として行っております団体貸出制度があり、この制度が交流センターで利用することができないか検討いたしました。図書資料の配架場所の確保や管理、利用者への貸出・返却業務の対応など、実施には課題も多く、引き続き、慎重な検討が必要だと考えております。

なお、飯塚図書館の休館中に購入する新刊本等の貸出しにつきましては、市内ほか4館での対応と併せまして、図書館スタッフが交流センター等を巡回する形で実施できないか、その手法につきまして、指定管理者と協議してまいります。

次に、電子図書館についての調査・検討とその結果ということのご質問でございますが、国・県の電子図書館は現在でも利用可能であり、県立の電子図書館につきましては、オンラインでの利用者登録も可能となっております。その利用方法などについて周知を図ってまいります。

なお、桂川町の電子図書館につきましては、飯塚市民は現在利用できませんが、嘉飯圏域定住自立圏連携事業としまして、広域利用も視野に入れて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○藤堂委員

いろいろと確認させていただきまして、ありがとうございます。

2年間、調査等々、委員会ですべてさせていただいて、文化財は非常にお金がかかるなというふうに思いました。「残せ、残せ」と言うのは簡単ですけども、やはり、リソースというのは限られているので、どう残していくのかというのが非常に大事であって、そこを建設的に進めていくのがもっと大事であるかなと、この委員会を通して大変感じました。

一番は、やはり、周りの市町にあるような複合的な施設があるのが望ましいのかなというのは、私の個人的な意見でございますが、やはり、飯塚市の広さであったり、規模、人口とかを考えて、飯塚市にあった図書館の形というのがあるんじゃないかなと感じておりますので、今回も調査した結果、いろいろとできることはあるのかなというふうに思いました。移動図書館ではなくて、交流センターでの貸出し等です。我々も勉強しながら、皆さんにお知恵を借りながら、何とかこういう文化的な側面というのはきちんと残していければというふうに思っております。そこは、強く私からは意見をさせていただきたいと思っております。

2年間、まずは感謝申し上げます。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今、答弁を頂いたので、ちょっと確認したいんですけど、まず、中央図書館、透明の板をつけるというのは、具体的にどういうふうな計画なんですか。

○生涯学習課長

現在、2階部分が吹き抜けになっておりまして、2階の廊下から下の図書館が見えるような構造になっております。今は吹き抜けで、実際、壁も何もない状況でございますので、そこに、ただ壁をつけてしまいますと中が見えない状況になりますので、中が見える状況で、透明の壁を2階の廊下の部分に沿って設置して、例えば、皆さんの会話とかそういうのが下の図書館のほうに漏れないように、2階の廊下に吹き抜けに沿って壁を新たに新設するというような工事を考えているところでございます。

○兼本委員

今、空間が空いている所に壁をつけていくという形で、1階から2階までの高さは変わらないという形なんですね。分かりました。

次に、自習室でのWi-Fiの利用は、今後、指定管理者と考えていきます、協議していきますということでしたよね。それで、タブレットやスマートフォンの利用はできるような方向で考えていきますと。もう一つは拡張の件で、今回の計画に上がっていたけど、できなかったというのは何になるんですか。

○生涯学習課長

学習室の改修につきまして、現状ある学習室の改修もそうなんですけども、横の部屋の資料準備室等を学習室として拡張することで、新たに学習室の規模を広げる、プラス、サイレントルームとしまして、全く外部の音とかをシャットダウンできるような、もっと集中できるような空間としても造りたいというところで、基本設計は考えたところでございます。ですから、実際にある学習室の改修、プラス、横の部屋の空間を使って、皆さんの利用のサービスを上げていきたいというふうに考えた工事を基本設計のほうには考えているところでございましたけれども、今回についてはそちらについては見送りになったというところでございます。

○兼本委員

ということは、今回は予算が取れなかったんで、現在の状況を改善する、老朽化している部分を改善していくということだけが今回の計画ですという答弁でよろしいんですか。

○生涯学習課長

学習室につきましては、老朽化対策だけで、そのとおりでございます。

○兼本委員

今回、設計のときに要望していた部分に関しては、今後どのようになるのでしょうか。

○生涯学習課長

実際に、基本設計のほうには見込んでおりましたけれども、今回は予算化できなかったというところでございます。また、そちらの実施につきましては、当然、予算等も必要になってまいりますので、実施時期も含めまして、まだ現状では未定でございますので、それが実施できる時期も来まして、また検討が必要ではないかというふうには考えております。

○兼本委員

ということは、まだそこに関しては保留ということでもいいんですか。

将来的には考えていきますという答弁ということでよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

保留と言いますか、実際の予算化に関しては検討してまいりたいと思いますので、ただ現状としては、それがいつできるかまでは分かっていないので、今後、検討してまいりたいということでございます。

○兼本委員

私たちの委員会ですらやってきたのは、図書館の老朽化の改修のことをやっていたわけじゃないですよ。飯塚市の図書館を今後どのように市民の皆さんに利用していただくとか、よりよい物にしていこうということ、この2年間やってきたと考えているんですが、結局、予算は

何もつかなかったと。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

確かに改修事業につきましては、老朽化対策をメインとしたところで、今回工事を進めているところでございますけれども、図書館につきましても老朽化対策以外ができないというわけではございませんで、先ほど少し述べさせていただきましたけれども、今ある、お話コーナーの改修、2階の先ほどの壁もそうなんですけれども、そういった改修やトイレの拡張、そして閲覧カウンターの 신설など、部分的ではございますけれども、そういった改修工事については、今回の大規模改修事業の中で進めてまいりたいと考えておりますので、老朽化対策を基本としながらも、予定した100%はできておりませんけれども、少しずつは改善の方向で工事を進めていける状況は整ったのかなというふうには考えております。

○兼本委員

今回、せっかく2年間、特別付託で議論してきたわけですので、ぜひ、進めていっていただきたいと思っておりますし、予算が出なかったということは、それだけ執行部の皆さんも図書館についてどのくらいの優先順位で考えているのかというのが分かったような気がするんですけども、ぜひ、もっと優先順位を上げられるようなことをこれからのこの委員会を通じてしっかり考えていただきたいと思っております。

それから次に、子ども図書館について、こちらも予算の話でしたよね。補助金の関係もそうですし、予算もつけられなかったということですが、地元のほうに現状や今後について説明をこれからやっていくということでしたけれども、さっきの答弁で、現状は、予算も補助金もないということは分かりました。今後についてというのは、私たちに答弁がなかったように感じるんですが、今後についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただいてもいいですか。

○生涯学習課長

すみません、説明が足りませんで。子ども図書館につきましては、先ほど予算のお話もさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、なかなか、来年度以降も予算化が難しい状況、実際に予算化ができない状況、厳しい状況になっているのは確かでございます。それで、今後のことにつきましてお話ができなかったというところではございますけれども、予算化の可能性と言いますか、見通しが何かあれば、こういう話もできるかと思っておるんですけども、そここのところも含めまして、まだ現状として、有力な財源等が何も見つかっていない状況でございますので、例えば、今後どうするのか、今後進めていける予定があるのかということも含めまして、実際のところ、地元の皆様を含めて、議会の皆様に対しましても、具体的な説明ができない状況でございますので、やはりそここのところは、今後も内部で検討していきながら、穂波図書館の今後の在り方にも関係してまいりますので、そちらを併せて内部で協議、また検討してまいりたいと。そこで何かしらご回答ができることができましたら、改めて、ご報告や審査等させていただければというふうには考えているところでございます。

○兼本委員

ということは、穂波図書館は残します。先ほど答弁がありましたよね、現状のままで残しますよということでしたよね。本来はそこに子ども図書館を造る予定ということではずっとやってきたんですけど、その子ども図書館については、もう予算がないので諦めたということなんですか、今の答弁は。それとも、予算ができればやりますということなんですか。

○生涯学習課長

実際、予算化にあたりまして、今年度も含めまして、私どもは子ども図書館を進めるべく、職員一丸となって進めたところでございます。ただ、先ほどと繰り返しの答弁になりますが、やはりかなりの高額な費用がかかる子ども図書館事業に対しまして、そのために必要な財源を見つけることができなかったというところが一番大きな課題となっているところでございますので、この事業を今後どうするかも含めまして、まだ確定的なものではございませんけれども、

もちろん必要な財源等が見つかれば進めていきたいというところがございましたけれども、そこが現状で見つからない状況でございますので、今これをさらに押し進めるかどうかというところも含めまして、具体的な答弁はちょっとできない状況ではございますが、子ども図書館の予算化といいますか、穂波図書館の今後の在り方も含めまして、内部でも検討してまいりたいと考えているところでございます。

○兼本委員

子ども図書館について2年間やってきたのに何だったんですか、これは。市長のほうも子ども図書館を造りますという話を前々からされてあって、最終的な原因は予算ですか。そういう形ですよ。どうなんでしょうというところが、非常にあるんですが、計画をするんだったら、予算をある程度つくったところでやっていただきたいというふうに思っております。もちろん、この子ども図書館は、これからどんどん歳入も減っていく、人口は減少します、労働力も不足していきます、飯塚市の歳入が減っていきますと言っていた中で、予算は立てられないということで、もうこの計画は残念ながら実現できないんだというような答弁ということでよろしいですか。

○教育部長

子ども図書館の整備計画でございます。こちらのほうは、今、担当課長が申しましたとおり、なかなか有効な補助金も見つからない。その中で予算化することも非常に厳しいという状況でございます。

また、当委員会のほうにおきまして2年間調査していただいた結果、エリアとして安全確保はどうするのか。また、隣にあります子育て支援センターとの連携はどうなのか。さらに、子ども図書館の内部の構造として、保護者が一緒に来られないときの安全対策はどうなっているのかというふうないろいろなご意見を頂きました。また、ご指摘も頂きました。そういったところを踏まえまして、この計画自体がなくなったというわけではございません。

ただ、先ほど申しましたような状況でございますので、今後は当委員会において頂きました、ご指摘、ご意見なども踏まえて、さらにこの計画については、詳細に詰めていく必要があるものであるというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

ということは、子ども図書館は造ると。計画としてはありますが、それがいつになるかわからない、場所もどこになるかわからない、全てを含めてもう一度最初から考え直しましょう、考えていこうというようなことですか。

○教育部長

穂波図書館の子ども図書館化につきましては、公共施設の在り方の中で、地元のご意見も聞きながらという中で出てきたお話でございますので、今、この場で場所も含めてというふうなちょっと踏み込んだお答えというのはできかねる部分ではございますけれども、子ども図書館自体を、ハードとして施設をどういった内容にするのか。また、現行の場所で当然考えられているものでございますので、隣の子育て支援センターとの連携、また、そこまで行くための安全管理、通路とかそういった部分について、さらに詳細に当委員会のご意見を落とし込む必要があると。そういったものでございますので、決して場所がというところまで踏み込んだ答弁ではないということで、よろしく申し上げます。

○兼本委員

僕も子ども図書館に関しては、子育て支援センターと子ども図書館が別々というのはちょっといかなものかとずっと考えていました。子ども図書館の中に本当は子育て広場があったりすると非常にいいのかなと思ったりもしていたんですけども、別々というとお金もかかりますし、いろいろあると思うので、今、部長が言われたように、連携のやり方というのはいろいろあると思うんです。もう一度、その辺も考えていただいて、よりよい子ども図書館ができるよ

うな、実現できるような策をぜひ計画を練っていただければと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今の子ども図書館の問題については、この間の委員会の調査の中で、飯塚市がまず穂波図書館を図書館条例から削除して、図書館法に基づく図書館ではなくするというのを打ち出したのに対して、地域住民の皆さん、市民の皆さんからそれはまかりならないと。図書館法に基づくもので、市の条例に引き続き位置づけて、充実するべきだという要望が地域でまとめられる中で、子ども図書館というものが要望の中にあっただということが明らかになっております。市の受け止めについては、その要望に対しては、飯塚市長選挙の折に、片峯前市長がそれを受け止めるという政策を出して当選した関係があつて、その政策を引っ下げた形で市の検討の方向が始まっていったというふうに、この間の調査の中で明らかになったと思えますけど、これは間違いはないですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この点でいうと、私に言わせれば、市の誤った政策の打ち出しに対して、住民自治の視点だと思ふんだけど、住民が、この図書館は守り、充実させてもらいたい、子ども図書館というコンセプトも持って、ということだったと思ふんだけど、この間に地域の住民の皆さんとは、この図書館のありようについて、どういう話し合いをしてきましたか。

○生涯学習課長

この穂波図書館の地域の皆様とのお話というところでございますけれども、先ほどお話もありましたように、穂波図書館が合併当初の経緯の中で、今後の在り方について検討していくところで、前回は資料を出していただきましたけれども、平成22年に地元の自治会連合会等から要望書が出されて、子ども図書館化に向けて、穂波図書館は維持し、その後、子ども図書館化の移行を希望というところが発端というところで始まったところでございます。

その後、穂波図書館につきましては、地域の皆様といえますか、図書館の運営協議会等の中で検討は行ってきたところもございますけれども、穂波地区の交流センターも含めまして、ちょっと間が空くんですけれども、平成30年頃に、穂波交流センターや図書館の在り方について、穂波支所への移転等の話も出てきたところでございます。その話は進まなかったところでございますけれども、その辺の経緯を踏まえまして、その後、地域の皆様ではございませんけれども、穂波図書館の流れにつきましては、先ほど質問委員が言われました、片峯前市長のマニフェストの中で、令和3年に上げられたところもございまして、それ以前に、市の総合教育会議の中でも議題に上がったところでございます。

その後、実際にそのマニフェストに基づいて事業を進めてきたところではございますけれども、地元につきましては、過去の細かい流れは申し上げられませんが、令和4年度末から、穂波地区のまちづくり協議会の役員会、まちづくり協議会や自治会連合会のほうで、子ども図書館化に向けての説明を行ってきたところでございまして、令和4年、そして令和5年につきましても、途中経過ということで、適宜、年度当初に皆様にご報告を差し上げたところでございます。

今年度につきましても、穂波地区のまち協の皆様には、令和6年度に子ども図書館化の計画がございましたけれども予算化ができなかったこと等も含めまして、今後も検討していきたい旨をご報告させていただいたところでございまして、そういった経緯を踏まえまして、現状に至っているというところでございます。

○川上委員

そうすると、この子ども図書館の問題については、令和4年度、5年度にまちづくり協議会や自治会連合会に対して報告や説明をしたと。令和6年度、これはいつのことかよく分かりませんでしたけれども、予算化ができなかった問題について、報告、説明をしたということですね。令和6年度の説明はいつのことですか。

○生涯学習課長

令和6年度、穂波地区のまち協の代表、役員の皆様にご報告した正確な日時は記憶していないとでございますけれども、年度当初でございますので、4月か、5月か、日にちは今はすぐに分かりませんが、年度当初に役員会の場に赴きまして、報告、説明をさせていただいたところでございます。

○川上委員

それが直近なんですか。

○生涯学習課長

地元の皆様への説明、報告につきましては、令和6年度は当初のそれだけでございます。

○川上委員

この1年間は報告もしていないし、説明もしていないと、まちづくり協議会にも自治会連合会にも。穂波支部になるのか分かりませんが。そういうことなんですか。

○生涯学習課長

この1年といえますか、今年度につきましては、令和6年4月、5月に役員会のほうで報告をした1回だけということでございます。

○川上委員

それはどういう判断で、その後、ずっとやっていないんですか。

○生涯学習課長

年度当初に説明させていただきましたのが、今年度、令和6年度につきまして予算化ができませんでしたので、工事が実施できないという報告でございましたので、新たに皆様に開示できる情報が出てきましたら、当然、時期を逸せず説明してまいりと思っておりましたけれども、皆様に説明できるものがございませんでしたものですから、それ以降は説明、報告は行っていないというところでございます。

○川上委員

先ほどから私が言葉を選んで、報告、説明という言い方をしましたけど、皆さん方からは、地域住民のまちづくり協議会、あるいは自治会連合会から、どういう要求があるのかというのを生で聞く場面というのはなかったんですか。

○生涯学習課長

地元の皆様への説明としましては、まちづくり協議会等の役員会での説明という形で行っておりますけれども、令和6年度につきましては実施しておりませんが、この子ども図書館につきましては、本委員会でも説明させていただきましたとおり、令和4年から5年度につきまして、子ども図書館の整備検討委員会を開いたところで、その中で一般市民の皆様からのご意見等も頂いて、令和4年度で5回、令和5年度は2回、令和6年度は実施していないところでございますけれども、その中で意見聴取、協議をさせていただいたところがございますので、そういったところで、市民の皆様のご意見は聴取した上で協議を始めさせていただいたところがございます。

○川上委員

そちらのことについては大体承知しております。私が今お尋ねしたのは、それ以外、例えばということで、まちづくり協議会、自治会連合会などを上げましたけど、その点はどうか。

○生涯学習課長

先ほど申し上げました、委員会やまちづくり協議会等の説明以外につきましては、特段、市民の皆様との意見交換や交流する場は設けていない、実施してないところでございます。

○川上委員

先ほど私も発言し、皆さんも紹介があった、存続してください、できれば方向性として子ども図書館という要望書は、提出者は誰になっていますか。

○生涯学習課長

要望書につきましては、飯塚市自治会連合会穂波支部と穂波地区公民館連絡協議会、会長は同じ方でありますけれども、合同での要望という形で出されたものでございます。

○川上委員

そうすると、文書で要望書が出されて、確かに子ども図書館をいついつまでに実現をという要望書の内容ではありませんけれども、方向性を求めているわけでしょう。その点でいえば、市長選挙に立候補する人がマニフェストに入れて、そして検討を始めましたと。その検討状況を報告だけはするけれども、要求を持っている方々から具体的な声を聞いていくという作業については、地域で少ない人数しか入れない検討委員会だけに終わっているという点でいえば、方向性をたどろうとする作業として、そして先ほど予算がつかなかったという、予算までつけようということまで行っていたのに、何ら意見を聞いていないと、その要望をしたところからというふうに聞こえましたけど、そういう理解になりますか。

○生涯学習課長

地区のほうから出されました要望書につきまして、大分前になりましたけれども、それにつきましてずっと長い間かけて、子ども図書館の方向性に向けて動きが出たところでございます。その内容につきまして、地元の一部の皆様からのご意見しかお聞きしていないというのは確かに事実でございますけれども、検討におきましては、先ほど申し上げました検討委員会がありますとか、地元の皆様の意見聴取、代表者の皆様ではございますけれども、その中で説明しながら、いろいろご意見を頂いておりますものですから、地域の代表の方とご説明の中で、かなり多くの方々からのご意見というわけではございませんけれども、代表である皆様からのご意見を頂いた中で進められたというところはありますものですから、そこは広く皆様からの意見を聴取しなければいけなかったといえ、確かにそのとおりでございますけれども、そこまで実施できなかったというのは問題でございますので、それにつきましては、質問委員の言われるとおりのかなというふうには考えております。

○川上委員

住民の中で、なぜ穂波図書館を図書館法に基づく図書館として維持、充実させていく必要があるのか、なぜ廃止に反対するのか、それから、なぜ子ども図書館として方向性を取ってもらいたいと言うのか。地域住民の中で議論を重ねて、要求が明確になれば、学習会をしたり、例えば、署名運動をしてみたり、そういうものがこれから必要なかもしれませんけれども、皆さんは予算化ができませんでしたということで説明して、ほぼ1年ぐらいそのままということなんだけど、予算化ができなかったというのは、もう少し説明してもらえますか。

事業費としてどれぐらいを検討して、充当できる補助金制度が見つからなかったということだったけど、どういうものを探したのか、ちょっと聞かせてもらっていいですか。

○生涯学習課長

この子ども図書館に係る事業とし、市として、総事業費で計上を要求しておりましたのは約4億8千万円でございます。これが、先ほど申し上げましたとおり、現状で活用できる補助金なり、交付金なりが見つからないというところでございますので、実施となりますと、全てが市の持ち出し、単費になってしまうところでございます。

その中で、実際に起債等が使えるものがないのかとか、何か関連するまちづくりの交付金なり、事業で活用できないかというところを、もちろん財政課も含めてそうですけれども、いろ

いろな課の情報を頂きながら、検討、調査をしてまいりましたところでございますが、そこについても有益な情報を見つけることができなかつたというところでございますので、その点で何も進展ができなかつた。予算規模は変わっておりませんが、その財源的なもので情報を得られることができなかつたというところでございます。

○川上委員

今言われた4億8千万円というのは、当初の整備費なんでしょう。運営事業費は入っていないわけでしょう。その4億8千万円というのはどのようにして概算を出したんですか。

○生涯学習課長

この事業費の4億8千万円につきましては、設計・積算をお願いしております都市建設部建築課のほうで事業費を積算して、予算要求させていただいたものでございます。

○川上委員

片峯前市長は、子ども図書館をマニフェストで打ち出すときに、財源についてどういう考え方を示していたか分かりますか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。財源まで示した上でご指示があったかどうかまでは、申し訳ありません、私のほうでちょっと把握できておりません。

○川上委員

令和3年度の段階で、市長選挙の段階で、片峯市長が3期目で当選したとき、無投票当選ですけれども、その年度末の財政調整基金の残高、それから減債基金の残高について検討されたんでしょうか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。令和3年度の数字につきましては、ちょっと私も今把握できていないんですけれども、先ほど申しあげました4億8千万円につきましては、令和6年等で予算要求をする段階で、専門部署のほうに事業費を積算していただいたものでございますので、この時点で、具体的な金額までがそこまであったかということも含めましてですけれども、先ほどと繰り返しの答弁になりますが、具体的な財源までの見通しや把握はできていなかったのではないかというふうに考えております。

○川上委員

片峯前市長は財源の裏づけなしに、子ども図書館を公約に出したということになるんですか。

○生涯学習課長

その財源等も含めまして、見通しといいますか、細かい精査ができていたかどうかにつきましては、現状では、私の今の手持ちの資料では把握できていないところがございますので、答弁はちょっとできない状況でございます。申し訳ありません。

○川上委員

実は、コロナ禍に入った翌年、2021年に年が変わって市長選挙でしょう。無投票当選になるんですよ。コロナの関係もあったかもしれませんが、この間、本市の財政調整に使えるお金は増加傾向なんですね。そして、飯塚市はどういう事情か、市民には余り明らかにしていないと思うけど、今言った財政調整基金、それから減債基金のほかに財政調整に使えるお金、基金、このほかに公共施設整備のための基金を新設しましたね。これは、久世副市長、いつでしたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:55

再開 11:05

委員会を再開いたします。

○久世副市長

お時間を取っていただきまして、申し訳ありませんでした。公共施設等に関する基金条例は令和4年度にご議決を頂きまして、その段階から積立てを開始いたしております。

○川上委員

現在、残高はどのくらいあるか分かりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:06:

再開 11:06:

委員会を再開いたします。

○久世副市長

令和5年度末で残高は13億6千万円となっております。

○川上委員

それで、さっき補助金が充当できる制度が見当たらないとか、それから借入れ、起債に関するものについても見当たらないというような趣旨のことを言われたんですけど、本当にそうなんですかというのがあります。

だけど、片峯前市長が、補助金制度があれば造るとか、起債ができれば造るとかは言っていないでしょう。背景には、飯塚市一般会計の予算規模が800億円から、決算の段階では900億円ぐらいになっていたわけでしょう。その中で、4億8千万円と思ったかどうか分かりませんが、何とかできると思ったんじゃないですか、ゼロコンマ何%ぐらいで。

それから、基金についても、何でもかんでも使えばいいというわけじゃもちろんないけれども、ずっとうなぎ登りというほどではないけれども、過去最高を更新してきているんですよ、財政調整に使えるお金。財政調整基金、減債基金、そしてなぜか、公共施設整備のための基金を立てたんですよ。

そして、そのとき、2022年度末は、これらの3つの基金を合わせると182億円で過去最高ですよ。片峯当時市長は、収入を得たものについては住民のサービスに何らかの投与しなければならぬという表現をしました。当時の行財政部長がすぐに手を挙げて、これから公共施設をいろいろ扱わないといけないので、市長が言ったようにとは言わなかったけど、必ずしも余裕があるわけではありませんという答弁をしましたよ。2022年の12月議会です。その上で、この問題です。本当に飯塚市は予算化できる財源の工夫ができないのかということなんです。

皆さんは、予算化できませんでしたと言うときに、補助金、あるいは起債というふうに言われたかもしれないけど、起債はやろうと思えば、補助金と違ってできるわけで、しかも、基金については、財政が厳しいんだというふうに言われていると思うけど、今の見通しでは、2020年度末までは確かな見通しがあるということを出しているじゃないですか、皆さん。3基金を合わせると、2026年度末で117億円の見通しなんです、残高が。それで、目標は幾らか、皆さんは明らかにしていますよね。目標は60億円じゃないですか。117億円から60億円引いてください。無駄遣いをしなければ、本市のこどもたち、高齢者の皆さんのために、福祉のために使える、教育のために使えるものはあると。

ところで、4億8千万円について、そういう計算を建築課がはじき出したということなんですけど、このお金はどのくらいのお金かということなんですけど、産廃処理場を造るというふうに民間業者が行っている大将陣の東側、グラウンドゴルフ場がオープンしました。あれは事業費が幾らでしたか。

○委員長

川上委員、所管が違うんです。答えられないんだと思うんですけど。

○久世副市長

手元に資料がございませんので、確認はできません。申し訳ございません。

○川上委員

副市長の答弁でした。4億7千万円余です。ですから、ほぼ4億7千万円余という金額なんです。もっと言うと、法に基づかずに補助金要綱だけで部落解放同盟に本市発足以来、補助金を出し続けているでしょう、人件費を中心に。この総額が5億円なんですよ。これはサンセットがない、終期がないから、今後、5年、10年、20年というふうに出し続ける立場に、今、市はあるわけですよ。子ども図書館は何年使いますか。4億8千万円かけて、5年でやめますか。そんなことはないでしょう。そういうふうに、実際に市にあるお金を考えたり、それから、まともかなと思われるお金の使い方を長期にわたって検討すれば、それぐらいのお金になってしまうわけですよ。と考えると、予算化ができなかったという事実はあるかもしれないけども、しようと思えばできたのではないかと。それは、担当課では難しいですよ。教育委員会では難しいでしょう。誰がこのことについて決断するかというと、やっぱり市長なんですよ。副市長は支えなければならないと思うんだけど。

新年度に向けて、もう予算書の基本はつくっていると思うけど、どういう考え方なのか、お尋ねします。

○委員長

川上委員、予算に関わることなので、今回は図書館についてということで、予算に関わることは、予算特別委員会の中でまた質問していただければと思います。

○川上委員

では、質問を変えましょう。いつか実現したいというふうに思っているような答弁なんですけれども、いつなんですか。そのとき財源はどう考えるんですか。それを、市長、答弁してください。

○教育部長

子ども図書館がいつできるのか、また、その財源はそのときどう考えるのかといったご質問ということで、理解させていただいて、答弁させていただきます。先ほどの兼本委員のほうのご質問のほうでもお答えさせていただきましたけれども、この計画自体が確かになくなったというわけではございません。ただ、その実現時期につきましては、今この場ではちょっと明確に答えることができないという状況でありますし、では、実現するときはどういった財源を使うのかという部分につきましても、実現するとき、補助金であれ、起債であれ、また、一般財源はどれぐらい持ち出さなくてはいけないのかと、そういった部分について精査しながら、実現時期につきまして検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○川上委員

私はそれだけを求めるわけではないけれども、基金が過去最高水準で推移している現実、事実があり、一般会計の中に、私も繰り返し指摘したような、これで大丈夫かというような支出、税金の使われ方が現実にある。だから、これをいつまでにどうこうするという決断が立てば、その前に一般会計の中の無駄を減らすとか、なくすとか、それで基金も合わせて使うというようなことで、4億8千万円を肯定しているわけじゃないですよ、だけど、それに必要な初期投資については、さっき部落解放同盟の補助金の問題も言ったんだけど、よく考えてみてください。そうすると、いつというのを決めて、財源をつくり出すことができるじゃないですか。必要な起債というのは、図書館のための起債をお願いしますとか、グラウンドゴルフのための起債をお願いしますとか、言わなくてもできる起債があるでしょう。だから、やる気の問題なんですよ。ただ、やる中身の問題については、先ほどから、この2年間で指摘してきたような問題はあります。だから、この点において、方向性、内容、それから財源においても市民と対話をしなければ、お金がないからできませんという適当なことを言い続けることになるの

ではないかと。それは認めがたいということを述べておきたいと思います。

次は、移動図書館の問題です。先ほど副委員長の質問に、「検討していない」と言ったんですか、「検討を始めていない」と言ったんですか、どちらでしたか。

○生涯学習課長

先ほどのご質問の答弁におきましては、財源問題等がありますので、導入検討には至っておりませんという形で答弁させていただいたものでございます。

○川上委員

財源の問題については、先ほど質問をしたり、指摘をした面がありますので、繰り返しません。今の答弁で、検討に至っていないというのは、検討を否定しているわけではないということですか。

○生涯学習課長

いろいろ本委員会でも、質問委員におかれましても、移動図書館についてのご希望をいろいろとお話を頂いたところでございます。それにつきまして、その都度、参考とするべく、近隣、県内の自治体の状況など、調査を実施したところでございます。その上で、この移動図書館に係る、先ほどから出ております財源の問題、費用の問題等がございますので、そのところを考えまして、導入となりますと、新たに導入費用もかかりますけれども、そのあとの運用経費も、当然、毎年、スタッフの人件費や運用経費を新たに確保する必要がございますものですから、図書館をもう一つ新設するような形になります移動図書館につきましては、導入するという前提の上での検討には至っていないというところでございます。

○川上委員

導入検討ではないと。調査をしたことがありますということですね。

私は調査をきちんとやったらどうかと思うんです。その際、お金はお金で大事なんだけど、委員会で共産党の議員から移動図書館を導入検討したらどうかということで、提案があったけど、図書行政についてどういう意義があるのか、ないのかという問題と、財源論と、両方考える必要あると思うんです。

それで、先に財源論というか、事業費、初期投資はどれぐらいと見ておるのか、数字がありますか。

○生涯学習課長

最近、改めて導入経費を積算したわけではございません。過去に積算した資料で申し上げますと、初期導入費用としましては、約2700万円ほどかかるという見込みで計算したことがございます。

○川上委員

2700万円はどういう内訳ですか。

○生涯学習課長

その内訳でございますけれども、車両購入費としまして、1700万円ほど、プラス、人件費等600万円、プラス、システム導入費等で100万円、合わせて2700万円ぐらいになるんじゃないかということで、内訳としてはそのぐらいで計算したものでございます。

○川上委員

昨年5月に、ある自治体が移動図書館用の車を入札したという情報がありますよね。その車の落札額は約2112万円ということなので、飯塚市の1700万円という数字とは少し差があるというふうに思いますけど、いずれにしても、2700万円くらいなんです。このお金がハードルになって、検討がしっかりされていないということなんですね。

しっかり検討して、メニューをつくったらどうかと思うわけです。今、コロナの下でも、物価高騰の影響があるのかと思うけど、税収が増えたりしているじゃないですか。国の税収は物すごいんですね。そういうことを考慮すれば、住民サービスをこの分野で強化するというのは意

義があるのではないかと思うんです。

それで、導入検討に至らないということなんだけど、検討しようという決断は誰がするんですか。

○生涯学習課長

移動図書館の導入となりますと、先ほども申し上げましたとおり、現在5館ある図書館に加えて、もう1館、図書館を新設するようなイメージを持っているところでございます。そうすると、かなり大きな事業となりますので、当然、私どものほうでいろいろ作業を通して検討はいたしますけれども、当然、教育委員会としても、市としても、いろいろな財源等も含めてになりますけれども、判断が必要ではないかと思えます。そのように考えているところでございます。

○川上委員

教育委員会サイドでは、教育長が決断するということなるんですか。

○教育部長

まずもって教育長のほうでのお話になると思えますけれども、そのあとは、いわゆる教育委員さんも含めた合議制の体制を取っておりますので、そういった場での合意形成というのも必要になってくるものと考えます。

○川上委員

今、申し上げているのは、導入の決断について言っているわけではなくて、導入検討の決断、判断を言っているわけです。それについても教育委員会の議決が要りますか。

○教育部長

導入の検討を行うこと自体につきましては、課なり、部なりでの考え方でよろしいというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、もちろん導入の検討にも費用が発生する可能性がありますけれども、本市は5館全部、指定管理者のTRCに運営を任せていて、TRCの代表が市立図書館の館長ということで、図書館運営協議会の責任者も兼ねているということでしょう、諮問する立場で。委員長は別におられる。そうであると、指定管理者、TRCの代表の方が、その導入の検討について何らかの判断をしなければならないということがありますか。

○生涯学習課長

今、質問委員が言われております、いろいろな事業を検討する、協議する場として、図書館運営協議会という附属機関がございます。こちらにつきましては、その事務、庶務は私ども生涯学習課で担っております、委員の下に協議を行うところでございます。私たちがその協議の場以外でTRCの方と情報共有する、協議することはあるかもしれませんが、どちらにしても、最終決定するのは私ども教育委員会でございますので、参考意見としてお伺いすることはあるかもしれませんが、最終的な判断としましては、TRCの館長の判断ではなく、教育委員会の私どもの判断として、決定するものと考えております。

○川上委員

福岡県那珂川市がこの4月から移動図書館を運行するということになっていきます。昨年5月に先ほど言った車の購入しているんです。そして昨年8月は、その車のデザインをどういうデザインにするかということで、ワークショップをして、子どもたちにいろいろ意見を聞いたり、提案してもらったりしています。11月になると、この車の愛称を募集しているわけです。11月末で締めているので、もう愛称は決まっているはずなんです。それで、お隣の嘉麻市の「てんとう虫号」というのは、この間、紹介したと思えますけど、この那珂川市がこういう取組をしているんだけど、導入検討ではないけれども、調査の範囲で皆さん方が把握しているところをお尋ねします。

○生涯学習課長

那珂川市さんの移動図書館の導入の経緯としましては、今年度、自動車を購入して、質問委員が言われますように、来年4月から運用を開始するというは私どももお聞きしたところでございます。

導入の経緯に当たりましては、もともと那珂川市は図書館が1館でございますので、お聞きしたところによりますと、那珂川市の地形的に図書館のある地域が北部地域でありまして、北部の方はいいけども南部の方はなかなか図書館の利用が難しい状況であるといった事情もあったとお聞きしております。

余談にはなりますけども、那珂川市の近隣の自治体、大野城市さんとか、春日市さんとか、そういったところでも既に移動図書館が運用してあったと。そういったところのいろいろな諸事情がありまして、以前から、市内外からもそういった移動図書館を求める声があったというふうにはお聞きしておりますので、そういう過去からのいろいろな事例に基づいて、最終的に導入の経過に至ったと。詳細ではございませんけども、そういった事情はお聞きしたところでございます。

○川上委員

今から使う言葉は、皆さんも使われている言葉で、一つの断面として使うわけですがけれども、不読率について、飯塚市と那珂川市の比較をしたことがありますか。

○生涯学習課長

申し訳ございませんが、比較したことはございません。

○川上委員

図書館に本を借りに来る、返しに行くときに、何を使っているかと、交通手段として。という課題が一つあると思うんですね。それで、先月1月27日の協働環境委員会に、現在あるエリアワゴンのバス停が382か所なんですけれども、3割に及ぶ118か所を廃止するという計画を示しました。市長も副市長も御承知のことだと思います。廃止した118か所のうち、筑穂が42か所、颯田が22か所、庄内が19か所、幸袋が14か所、鯉田が10か所、八木山が3か所なんです。路線がなくなるところもあります。間引きもあるけど。そうすると、このことは、図書館を利用しようとする意欲が増す方向のことなのか、減退するほうになるのか、市長、どう思いますか。

○教育部長

ご質問の公共交通というものが少なくなっていくというところと図書館の来館がちよっとできなくなっていくという部分が、実際に乗られている方が図書館に行くことを目的に使われているような方がおられる場合には、やはり若干、図書館への利用というのは、足が遠くなると申しますか、行きにくくなるというのは否めない部分であるというふうには考えております。

○川上委員

先ほど副委員長の質問の中で、交流センターで図書館の貸出しや返却機能が検討できないかという質問がありましたけど、それは検討をすべきことだと私も思います。しかし、先ほど紹介したように、3割もの地域と交流センター、支所をつなぐエリアワゴンのバス停がそのように廃止されるという発想の中では、肯定していませんよ、この廃止については。していないけれども、そういう発想の中で、政策的な整合性が取れないのではないかと思うわけです。

それで、6館目を造ると大変だとか、財政的にと言われるけど、もう少し検討してみれば、本市として耐え難い負担なのか、そうでもないのか、明らかになると思います。

続けて、図書館運営全般についての質問ですがけれども、指定管理者制度は、本市スタートからずっとTRCに一貫してお願いしておると。そして、TRCの代表が市立図書館の館長というポジションにもあると。という中で、この指定管理者制度による図書館運営がどうかということについて、そろそろ評価をきちんとするべきではないかと思うんです。今の段階で、本市

としてはどう考えているのか、整理したものがあるか分かりませんが、答弁ができたら願います。

○生涯学習課長

指定管理者制度でございますけれども、現在、図書館5館に対して行っているものでございます。これにつきましては、図書館の各種事業やイベント等を積極的に実施すること、それによって図書館活動の周知や利用者の確保等に指定管理者としても努力されています。それとともに、やはり図書館運営するに当たりましては、専門資格、司書資格を持つ職員を多数配置する必要もございます。そういった多数配置するとともに、その方たちの一般市民への接遇や要望に対するレファレンス等も知識も必要でございますので、それに対して、毎年、図書館全5館で利用者アンケートを行っているところでございますけれども、9割以上の方から満足といった形で評価を頂いているところもございます。

詳細といたしましては、図書館の利用につきましては、利用等も減っている中で、新たな事業も含めて積極的な事業展開を行っているということもございまして、ブックスタート事業も始めて、乳幼児支援でありますとか、先ほどと答弁が重なりますけれども、専門的なスタッフを多数配置しているといったところの努力でございますとか、あと、私どもも指定管理者とは、毎月、定例会として調整会議を1回行って、種々の問題とか、いろいろな事業に対する協議を行っておりますけれども、そういったところで、新たな事業を行う場合とか、こういった課題があったとか、そういったことの情報提供を毎月丁寧にさせていただいている。そういったいろいろな意味合いを込めまして、私どもは、現在としましては、指定管理者、図書館流通センターに対しましても、全面的にその制度を導入したことは大変良好であったのではないかとこのように考えているところでございます。

○川上委員

指定管理者制度の導入、実施を直々に振り返って、評価して、今後どうするのかということを考える必要があると思うんですけど、その大きな視点としては、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上がどうかということでしょう。それとの関わりで、財政的な縮減効果はどうかということだと思っただけ、本市が指定管理者制度を図書館運営に導入する際の意義が幾つかあるはずなんです。それを目的に住民サービス向上ですよ。それを目的に導入しているわけですよ。それがどの程度まで達成されているのか、いないのか。土台、指定管理者制度では無理なサービスになっているのか、いないのかなども含めた、きちんとした総括をこの際にする必要があると思うんです。

財政縮減効果についても本当に財政縮減効果になっているのかもよく考えてみる必要がある、この長期のスパンの中で。その背景に、やっぱり点検する必要があるのは、市役所の中に図書館行政についてのノウハウが失われて、一方で業者のほうは、例えば、TRCの場合は日本全国で相当な量の委託ないし指定管理で仕事をしているわけでしょう。大本は、大本はという言い方はあれですけども、大日本印刷の傘下に入っているわけでしょう。そういう状況の中で、図書館法に基づく、図書館運営が公正で中立であるような運営が可能になっているかどうかというのも、この際、見る必要があるということについては、昨年来、指摘をしてきているところですけど、そこで、委員長の調査結果報告をつくる際に必要と思われるので、本市発足以来の図書館法及び市条例に基づく市立図書館の運営に関する経過について、お尋ねしておきたいと思っております。

○生涯学習課長

指定管理者制度の運営の経過と申しますか、過去からの流れと言いますか、そういったところで、取りあえず概要をお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、この図書館に指定管理者制度が初めて導入されたのは平成20年4月1日からでございます、こちらが最初のスタートでございます。その当時は、飯塚、ちくほ、庄内の3館だけで指定管理を始めた

ものでございます。

5年ごとの指定管理期間でございますので、その後、2回目の更新時、平成25年になりますけれども、第1回目の更新があり、最初から現在も含めて、指定管理者は図書館流通センターで変わってはおりませんけれども、その後、5年ごとになりますので、25年、30年と更新があり、今、4期目になっておりますけれども、図書館流通センターが令和5年4月からは、もともとありました3館に加えまして、穂波館と颯田館を加えた5館体制で新たに指定管理者制度を始めたところでございます。

これによりまして、もともと3館が指定管理でございましたし、2館は令和4年度までは直営で行っていたところでございますけれども、もちろん5館体制で相互に協力しながら運営はしていたところでございますが、正式に指定管理者に5館を指定管理制度にお願いすることで、一括した指示方針等に基づいて事業運営ができるようになった。そういったところも含めまして、いろいろな事業を組み立てる人員の配置につきましてもより柔軟な対応ができるようになった。そういったところも含めまして、今、5館体制になった指定管理者制度も順調に動いているんじゃないかというところで、判断しているところでございます。

○川上委員

期待したほどではなかったという面はないですか。

○生涯学習課長

期待していたかどうかというところでございますけれども、募集要項、仕様書に基づいた運営を行っていただいておりますので、少なくとも期待していたことではなかったとかそういう感想は持っておりませんし、仕様書、私どもが求める事業運営方針に基づいて、的確に運営していただいているんじゃないかというふうには判断しております。

○川上委員

表現の自由とか、出版の自由とか、思想・信条の自由とか、そういうことを抜きにして考えていくと。指定管理者は巨大出版グループの傘下ですから。飯塚市の場合は2年置きに変わっていく担当課長ということになるわけでしょう。本来、指定管理者制度でなければ、市にノウハウが蓄積し、実は指定管理者が今頑張っているのと同様か、それ以上の住民サービスが直営の下でできていた可能性はないのかと、20年の間。というような視点からもチェックが要ると思います。その点でいうと、私は指定管理者の自己評価、こういうふうにご貢献できた、こういうふうにご失敗した、至らなかったというような自己評価について、文書でもらう機会があるんですか。

○生涯学習課長

指定管理は、図書館に限らずでございますけれども、指定管理者制度導入の施設につきましては、毎年評価を行っているところでございます。それには、指定管理者自体の自己評価等も含まれた上で、私どもも評価しているところでございます。ただ、指定管理者が出しております自己評価等の内容につきましては、それが、例えば、通常では公表していないところでございますので、それが公表できるかどうかは、担当部長等も含めて確認をさせていただかないと、今、お答えできない状況でございます。

○川上委員

自己評価をした文書がありますという答弁ですか。

○生涯学習課長

この評価に当たって自己評価した分を提出していただいております。

○川上委員

その文書は何という名前なんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。文書の名前までは、今、把握ができておりませんので、よろしければ、

調べさせていただければと思います。

○川上委員

それは毎年度提出ですか。それとも、5年なら5年と締めくくったときの自己評価報告なんですか。それとも両方なのか。

○生涯学習課長

この評価制度につきましては毎年のことでございます。

○川上委員

それで、5年に1度の締めくくりの報告というのではないわけですか。

○生涯学習課長

5年ごとの締めくくりの報告というのは、特にこちらについてはございません。

○川上委員

この間、私は指定管理者と飯塚市のなれ合いについて指摘するところがあり、図書館運営協議会へのTRC代表の館長の出席、事務局として積極的役割を果たしたと言われる行為について、指摘するところがありました。改善を図るということでしたけれども、どういう改善をしたのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

質問委員からご指摘を頂きました、図書館長の運営協議会の関わりにつきましては、まず、1番目にありましたように、運営協議会の議事録におきまして、図書館流通センター側の職員を事務局の一員としてひとくりにまとめたところがありましたので、そちらにつきましては、今年度、令和6年度より、事務局ではないというところで、ただ単に指定管理者ということで分けて記載をするように改善したところがございます。

また、図書館長の運営協議会の関わりにつきましても、そういったご指摘を受けましたことから、今年度、第2回目の運営協議会から図書館長の運営協議会の出席を見合せていただき、不在のところ、図書館運営協議会を私ども事務局の責任において進めさせていただいたところがございます。

○川上委員

見合わせたというのはどういうことですか。ご本人には何と言ったわけですか、館長には。

○生涯学習課長

先ほど、委員の指摘もありましたとおり、図書館法に基づく館長の諮問機関として、事務局の立場というのを改善するために、運営協議会にご出席のほうを取りやめていただいて、出席していないところで運営協議会を進めさせていただくというような形で説明して、実行したものでございます。

○川上委員

それは解除することがあるわけですか。

○生涯学習課長

こちらは改めまして進めたところがございますので、解除することは考えておりません。

○川上委員

TRCが指定管理後20年ということなんですけれども、その代表、館長については、同一人物が20年間やっているわけですか。

○生涯学習課長

20年間、同じ館長ではございませんで、詳細は今資料を持っておりませんが、途中で何人か交代している状況でございます。

○川上委員

それは別の機会にお尋ねしようと思いますけど、飯塚市長は任期は通常4年ですよ。教育長は何年ですか。

○教育部長

教育長の任期は3年でございます。

○川上委員

3年で間違いないですか。

○教育部長

間違いございません。

○川上委員

それは市長にしても、教育長にしても、選挙ないし信任を受ければ、継続することは当然あるわけですが、それは市民ないし議会が関与する場面があるわけです。ところが、この館長は誰が決めるかという、その株式会社が決めるわけでしょう。株式会社が飯塚市立図書館の館長を決めるわけですね。何期でも、指定管理を受けている間は、誰を配置しようと、事前の承諾とかいうのは飯塚市に了解を求めることはないわけでしょう。確認してください。

○生涯学習課長

質問委員がおっしゃられますように、館長の人事につきましては、指定管理者側に一任しておりますので、事前に確認をするようなことはございません。

○川上委員

そうすると、人物は変わっても、民間の株式会社の代表が、現実的には、市長や教育長よりもはるかに長期間にわたって市立図書館の館長を行うことができる仕組みになっているわけですね。違いますか。

○生涯学習課長

確かに現状としましては、4期20年近く指定管理を行っておりますけれども、5年ごとの更新でございますので、もちろん、事業者が変われば、館長も当然変わることになると思いますが、現状としまして同じ指定管理者で行っておりますので、極端な話を言いますと、同じ館長でずっと続けることは可能でございます。

○川上委員

こうなってくると、私立図書館ではないわけですよ。公立図書館の役割というのが当然ながら日本国憲法の支える形であるだろうと思うんですけど、それから言えば、民間の株式会社ですから、利潤追求を第一としなければならないわけですね。そこが指定する人を館長に20年間してもいい、5年してもいい。また、先ほどから言っている現在のTRC以外の株式会社が入ってきたとしても同じことなんです。利潤追求を第一としなければならない株式会社の代表がそこにいます。公平性とか、中立性とか、そういった貢献度も胸には秘めているかもしれない。だけど、第一義的には株式会社の利益を優先するわけでしょう。そういう矛盾がある中で、本市の場合、どこから、この矛盾は生まれているのか。制度的になっているわけでしょう。何に基づいてそういう制度になったんですか、民間の指定管理者の代表が市立図書館の館長を務めるということは。

○生涯学習課長

図書館の館長につきましては、もちろん条例、規則に基づいて規定がございますけれども、市立図書館条例施行規則におきまして、第2条の2に読替規定がございます、館長の規定とともに、指定管理者に管理を行わせる場合は指定管理者が選任した館長という形で、指定管理者制度を導入した上では、指定管理者が選任した館長が図書館業務を担うというように規定をしているところでございます。

○川上委員

私は、その規定、指定管理者制度そのものの問題は指摘するところです。直営でも利潤追求によらず、住民サービスだけを本市として直営でできるのではないかと。その道があるということはいいたいわけですが、その上で、ましてや、ということになるんですけど、その株式

会社が選任する者が市立図書館の館長を好きだけ続けられると、任期もなく、本市の関係では。5年なら5年というのはあったとしても、その矛盾、民間の利益第一、追求せざるを得ない立場と公共性との関係との矛盾が図書館の現場で現れるようなことになったらいけないと思うわけです。それから言えば、今、紹介のあった規定については見直しが必要だということを目指しておきたいと思います。

これは本委員会の調査のかなり重要な結論部分だと思うんだけど、教育長はどういう見解があるか、お尋ねします。

○教育部長

今、担当課長のほうから答弁いたしました館長の部分についてでございますけれども、規則の中で、現在、こういうふうな形でうたい込んでいるものにつきましては、やはり、うたい込む理由があって、当初、こういうふうな記載を行っているものというふうに考えますので、当初、どういった観点から、指定管理者にあっては、指定管理者のほうから館長というふうに落とし込んだのか、そこら辺からひもといて、遺漏のないような形で対応のほうをしていきたいというふうに考えます。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 12:00

再開 12:01

委員会を再開いたします。

○川上委員

部長から答弁がありましたけど、先ほどの質問は、民間の利潤追求をしなければならないという株式会社の立場と、それから公立図書館で役割を果たさないといけない立場の矛盾が、市の規定によって、指定管理者が選任する者が市立図書館長に就くという規定によって、矛盾があるのではないかと。そして、昨年来、指摘しているような課題が浮かび上がり、是正しなければならないような事態になっているわけですね。それから言えば、そもそもこの規定を検討する必要があるのではないかという質問を教育長にしたわけです。答弁を求めます。

○桑原教育長

今、質問委員さんのお話をお聞きしてまして、私も今までずっと出てきた問題意識の点を感じるところがあります。矛盾とおっしゃったところも、確かに民間の株式会社と公共施設というところで感じますので、その部分につきましては、館長を長年勤められるということに関して、今後、また検討していきたいなというふうに思っております。改善を図っていかないといけないというふうに思っております。

○川上委員

市の規定によって、館長を民間の株式会社が選任した者とするというのが、市の規定にあるということを見直し、検討する必要があるのではないかという指摘です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

委員長にお願いいたします。本委員会に特別付託を受けております「図書館について」は、これまで執行部から、学校図書館との連携についてや公共図書館のDX推進に関わる取組について、嘉飯圏域定住自立圏連携事業についてなどの報告を受け、調査してまいりました。

この間、執行部においては、団体貸出し等の学校図書館との連携、お話し会の実施等の子育て支援サービスの取組、庄内図書館2階を学習スペースとして開放したことなど、図書館が地域の人々や子どもたちの居場所になるよう、また、市民サービスの主要拠点となるよう、さらなる改善に努められてこられたことは評価すべきものと考えます。

今後は、学習スペースの拡張や通信環境の改善、交流センターでの貸出・返却ができるような仕組みづくりの検討、移動図書館や電子図書館導入に向けた調査・検討を進めることを要望いたします。

なお、本委員会で審査を重ねてきた子ども図書館については、予算化が厳しいとのご答弁がございまして、本市の財政状況に合った予算と時を考慮して、内部で様々な方向性を検討していただければと思います。

以上のことを要望して、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま、藤堂委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありました。本日、調査終了についてお諮りするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「図書館について」は、調査終了とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:06

再開 13:08

委員会を再開いたします。

次に、「虐待の予防事業について」を議題といたします。本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤堂委員

まず、私のほうから幾つか確認をさせていただければと思いますので、よろしく願いします。

まず、こどもについて、産前・産後生活支援事業への登録は要望者のみとのことであり、全員を登録することはできないのかということについては、母子手帳交付の際に全員登録する方法なども考えられるので、検討したいという答弁でございましたが、現在はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

事業の利用拡大と妊産婦の負担軽減を目的に、令和6年度より産前・産後生活支援事業の利用申込み方法の変更を行いました。新たな利用申込み方法につきましては、親子健康手帳の交付時に保健師が飯塚市産前産後サポート事業利用券、12回分でございますけども、これを交付いたします。その後、利用を希望する方が、直接、市が委託した事業者を利用申込みを行う方法に変更しております。登録兼利用申込書の記入につきましては、事業者が初回訪問時に利用者へ登録兼利用申込書を記入していただいております。事業の登録及び利用申込みのために、妊産婦がわざわざ市役所に来ていただかなくても事業が利用できるような改善を行ってまいりました。

また、親子健康手帳の交付時に加え、産後の新生児訪問、乳児全戸訪問の際に、家事・育児の状況や母子の様子を把握した上で、産前・産後生活支援事業の利用について声かけをしてお

り、伴走型支援に努めているところでございます。

○藤堂委員

次に、こどもの居場所づくり支援事業では、市は子ども食堂を市内12地区に各地区1か所以上目指しているとのことであって、成り手不足解消やキッチンスペース確保のため、民間団体との連携をしようかという意見がございましたが、どのような検討がなされたのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

子ども食堂につきましては、交流センター単位の市内12地区に各地区1か所以上の開催を目指しております。令和4年度から現在までの実績としまして、10地区で月一、二回程度の子ども食堂が開催されているところでございます。

今後は、市から子ども食堂団体への補助金交付という方法ではなく、NPO法人や社会福祉協議会などの民間団体と連携しながら、支援物資の物流拠点を本市に置き、民間の力をお借りしながら、常設かつ食材確保ができ、子ども食堂を実施されたい方が、いつでも、どこでも、自主開催できるような仕組みづくりを、現在、協議しているところでございます。また、地元企業の賛同による寄附金受入れ等も検討しているところでございます。

○藤堂委員

次に、保護者が困窮し、家に食べ物がなく、こどもに食事を与えることができないと相談があった場合、生活支援課では、緊急的な支援として備蓄しているフードバンクから提供があった食料を提供することができる。こども家庭課では、支援対象児童等見守り強化事業などで、家庭の様子を確認に行き、その際、食料を持って行くことができるという答弁がございました。この答弁を受けて、市民に市役所に相談できることを周知し、学校を通じてこどもにも周知する必要があるという意見が出ましたが、どのような周知をなされたのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

子ども食堂やフードパントリーなどの開催につきまして、運営団体から依頼があった場合は、市のSNSや、隣組回覧などで周知をしているところでございます。また、要対協に登録されている生活困窮世帯につきましては、生活支援課や学校等と連携を図りながら、訪問の上、フードバンクやコーディネーターの協力を得ながら、食材の提供を行っているところでございます。

○藤堂委員

次に、令和6年度よりこどもの権利擁護啓発事業を実施するとの説明がございましたが、現在までの取組状況を説明していただきたいと思っております。

○こども家庭課長

こどもの権利擁護啓発事業では、公立の保育所、認定こども園の3歳児から5歳以上を対象に、いじめ、誘拐、虐待などの様々な暴力から自分で自分を守る暴力防止のための予防プログラムを実施します。令和6年度から実施しております。

こどもたちが自分自身の権利について学び、「安心、自信、自由」というキーワードを基に、自ら発信する力を養うことに取り組みました。終了後には、今まで「嫌だ」となかなか言えなかった子が「言っているんだよ」と教わってからは、「嫌だ」、「しないで」と言えるようになってきたといった話を聞いております。また、併せて、保育士対象のワークショップも行っており、参加した保育士からは、こどもたちの権利について学び、考えるよい機会であり、こどもたちへの接し方のヒントにもなったなど、今後も継続を希望する声が多かったとの意見を聞いております。

○藤堂委員

こどもに関して全般聞いてまいりまして、ありがとうございます。

次に、高齢者についてお伺いしたいと思っておりますが、まず、介護施設従事者による高齢者虐待

の現状をどのように捉えているのかということについては、原因の一つとして、介護人材不足が関係していると考えており、従事者の負担が大きいため、負担軽減等に取り組んでいく必要があると考えているという答弁でございましたが、その後、どのように取り組んだのか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

介護人材確保対策について、国においては、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保育成、離職防止定着促進、生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など、総合的に取り組んでいます。

福岡県においては、高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室が中心となり、安心して働くことができる介護事業所の職場づくりを支援してきました。

本市におきましては、県が行っている介護人材育成に関する補助事業や講習会等の案内について、市内の事業所に随時周知を行っています。また、将来の介護人材育成のために、若年層に対して介護の仕事について興味を持ってもらうために、令和6年度より、市内の小中学校を対象として、認知症サポーター研修と併せて介護従事者による体験談を含めたお仕事紹介を行いました。例年行っているヘルパーの入門的な研修である訪問介護サービスの研修も実施しております。

介護人材確保、働きやすい職場環境づくりのための国の施策として、例えば、外国人材受入れ、介護ロボット、ICT機器の導入についての補助金制度等もございますので、このような制度の活用についても事業所に案内しております。一部ではありますが、外国人材の受入れやICT等テクノロジーの活用により、職員間の情報共有や記録等の円滑化を進める事業所も出てきております。また、特養において補助金を活用し、腰痛防止ロボット、見守りセンサーやカメラつき見守りシステム、防犯カメラを設置しているところもございます。カメラの設置については、プライバシーの問題に配慮しつつ、共用部に導入するなど工夫しながら取り入れています。

今後も介護従事者の負担を減らし、心の余裕を持って要介護者に対応することは、虐待防止の上で極めて重要であると認識しながら、国・県とともに、介護人材確保対策を進めてまいります。

○藤堂委員

次に、要介護施設については、その時点で、合計53施設を当時の高齢介護課事業所系の職員6人で対応しているとの答弁がございました。そこで、もっと積極的な仕事が必要になると思うので、職員体制の充実が必要であるという意見が出されましたが、現在の職員体制はどうなったのか、お伺いいたします。

○介護保険課長

現在、事業所系の職員は6人で、令和6年12月1日現在の対応する介護保険施設は51施設でございます。

事業所係に限らず、必要な場合、例えば、虐待調査や特定業務の繁忙期等には、係を超えて課内で支援する体制を整備しております。

○藤堂委員

次に、障がい者についてですが、障がい者施設等での虐待予防では、事業所全体の問題として考えていただくために、自立支援ネットワークにおいて、事業者管理者向けの研修会を企画する予定であるとの答弁でございましたが、その後、どのような研修会等を実施したのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて、令和6年9月27日に、障がい福祉事業所等連絡会議を開催いたしました。飯塚圏域の障がい福祉サービス事業所等から107名

の参加があり、「飯塚圏域における障がい児・者虐待の実情と予防について」をテーマに、飯塚圏域における、障がい者虐待の説明及び質疑応答を行いました。

○藤堂委員

次に、重層についてですが、子ども、障がい者、高齢者、それぞれに対する個別の虐待予防の取組はありますが、複合的に問題を抱える世帯に対する虐待予防の取組については、どのように考えているのかということについては、重層的な問題を抱える世帯の対応として、現在、重層的に取り組んでおり、具体的にどのような取組を行うか内容を検討している段階である。社協などいろいろな団体とつながっていく必要があるため、各団体と協議調整を行い、できるだけ早急に取組を進めたいという答弁でございましたが、その後、どのような団体と、どのような取組を行ったのか、具体的にお尋ねいたしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

当重層的支援体制整備事業において、複雑化、複合化した地域生活課題を抱えている世帯に対しては、見守りも含めて、自宅訪問を要する場合を想定し、本市関係課と連携の上、社協による自宅訪問や生活支援コーディネーターと共に、自宅訪問するなどの体制を協議しております。また、引きこもりなど、外出する機会を増やしたい場合には、高齢者であれば高齢者サロン、子どもであれば子育て支援センターの活用などを提案していくこととしております。

また、ケアマネジャーや地域包括支援センター管理者等の各関係団体に対しましては、説明会を開催し、当事業の概要、情報共有の方法、会議の開催方法などを説明し、情報共有を行うこととしております。

複雑な問題を抱える世帯への重層事業を実施していく中で、虐待と思われる事案があった場合には、速やかに関係機関に情報を提供することとしております。

○藤堂委員

重層の推進とは、具体的にどのようなことなのかという質疑に対する答弁では、今後、最も重要な課題となってくるのが孤立の問題であると考えている。地域社会との関わりを持つことで、虐待発見にもつながり、その方が必要とする支援も行っていくことができる。そのためには積極的な支援対象者の情報収集と支援ができるような仕組みをつくることが重要であると考えており、地域全体での連携を含め、現在、その準備を進めているという答弁がありました。そこで、地域との連携は進んだのか。また、情報収集と支援ができるような仕組みをつくることはできたのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

要支援者の情報収集につきましては、民生委員や福祉委員をはじめ、各支援団体関係者や市職員への当事業の概要説明や協力依頼を行い、情報収集することとしております。市民に対しましても、チラシの回覧、市ホームページへの掲載、社協だよりへの掲載を実施しており、今後は市報、全戸配布のチラシ、市ホームページの更新、社協ホームページの更新、SNSを活用した周知、広報を行うことで、情報収集をしていきたいと考えております。

支援ができるような仕組みにつきましては、模擬支援会議や模擬重層的支援会議を開き、情報共有することで、要支援者へ必要な支援を届けることができるよう、本格実施に向け支援体制を整備しているところでございます。

現在におきましては、当事業における包括的な支援体制はおおむね整っていると考えておりますが、今後の課題としましては、地域づくりに向けた支援について、「居場所づくりが整備されていない」、「移動手段をどのようにしていくか」などの課題について、引き続き、市関係課、各支援関係団体と協議しながら推進していきたいと考えております。

○藤堂委員

最後に、ペアレントトレーニングを実施する考えはないのかという質疑に対しては、必要性を認識しており、今後、実施に向けて検討するという答弁でございましたが、どのような検討

がなされたのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

障がい児相談支援事業等を実施しているこども発達支援センターテコテコ、そのほか支援団体がありますが、ペアレントトレーニングの実施方法について検討いたしております。早期の実施に向けて、引き続き、関係機関と連携し取り組んでまいります。

○藤堂委員

幾つかご質問させていただきまして、ありがとうございます。虐待予防事業について、2年間調査してまいりまして、こども、高齢者、障がい者と大きく3つレイヤーがあって、その都度、お答えを頂いて、ありがとうございます。

るるやっていく中で、私が感じたところとしては、福祉であったり、予防に関して、なかなか正解が分からない。もしくは、正解が分かっているけれども、なかなかそこにコミットができない。もちろん相手がいることですので、非常に難しい事業だなと感じました。ただ、やっていかないと、やはり救えない方がいるということも事実ですので、ここは、丁寧に今後もやっていただきたいというふうに思っております。

今回、虐待予防というふうに議論をしてきまして、予防と言いますと、例え話なんですけど、高齢者施設の認知症の割合、虐待を受けている方があって、認知症の方々が虐待を受けている全体の大体半分ぐらいと言われていまして、まずは対応として、先ほどお答えいただいたような処遇改善であったり、人材の補充であったりというのは、一つの対応であって、予防かと思っております。

ただ、別の視点で見ていくと、その方は認知症でした。なぜ、認知症になるのか。一つは、もちろん加齢である。もう一つは、幾つか事例はあるんですけども、大腿骨の骨折等で、大体二、三十%は認知症が加速するというふうに言われていまして。何で、骨折するのか。特に女性は多いんですけど、やはり、女性は大体大きく2回、出産のときと閉経のときにエストロゲンが減少して、骨粗鬆症になりやすいみたいなのが背景にはあって、結構、各論は虐待予防って大事だなと思いながら、総論の部分、骨粗鬆症になりにくいようにするためには、太陽を浴びて、ビタミンDを取り込んで、骨を強くするであったり、産褥期であったりするところを安静にする。だから、育休支援があるんだみたいなところにどんどんつながっていくと思いますので、今後、政策的なところ、根本的な政策とか事業で、現場の声を大切にしながら、今後も引き続きお願いできればというふうに思っております。

2年間、我々の諸説紛々な意見を酌み取っていただいて感謝いたします。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

子ども食堂の支援の先ほどの答弁の件で、数点、お伺いしたいことがあります。今までは補助金を支援の一環ということでされてあったのを、これから、支援物資の拠点を本市に、庁舎に置くということで答弁されたと思うんですけど、それで間違いないですか。

○こども家庭課長

すみません、答弁が間違っていたのかもしれませんが、庁舎に置くという答弁はいたしてありませんで、支援物流拠点を本市のいずれかのところに置きたいというふうには考えているところでございます。

○兼本委員

物流拠点ということは、支援物資に関しては、飯塚市が全部集めてくれるということなんですか。

○こども家庭課長

そういうことではなく、民間の力を最大限に生かして、本市としてはそういったところの環境整備のほうに力を入れているところでございまして、基本は民間の力を借りていきたいというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

ちょっと意味が分からないんですけど、例えば、NPOとかフードバンクとかありますよね。それぞれの大きさというのはあるかもしれませんが、いろいろと、冷蔵庫であったりとか、様々な物を持っていらっしゃるわけですよ。なおかつ、食材の支援というのは、福岡県のフードバンク協会等々からもらってきますよね。そこは関係なく、飯塚市としては、独自に物資の支援を民間から求めると。そして、なおかつ、その分に関しては、自分たちが用意してあるところで保管するということなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:32

再開 13:33

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

これまで、去年、今年もそうなんですけども、ある団体から多くのいろいろな物資を頂きまして、市のほうで、一旦、数が多いものですから、物流拠点がない中で、例えば、分配する方法で今回したことがありました。物流拠点があつたらいいなというのもあつたのは事実でございますけども、そういったところで、何らかの形で、市のほうでそういった支援を頂けるときに、一旦、物流拠点があつて、そこからいろいろなところに分配ができるという方策はなかろうかというところで、今、事業者のほうの提案がありましたので、そんな話を今進めているところでございまして、具体的に、どこどこにどうする、誰がどうするという話は決まったわけではございません。そういった方法をできないかというところを今検討を進めているところでございます。

○兼本委員

それはそれで別の話ですよ、そうしたら。今まで子ども食堂を運営されてあつた方々の補助はなくなると。さっき答弁で補助金ではなくということを言われて、補助は全くしないということではよろしいですかね。

○こども家庭課長

そういった仕組みができましたら、補助金ではなく、物資の支援のほうで進めてまいりたい。ただし、先ほども地元企業の賛同による寄附金の受入れという話もさせていただきましたけども、そういったところで、例えば、部分では補助金の財源に充てる、新たな財源、補助金として、仕組みも検討できるのではないかと考えておりますけども、そういった仕組みができましたら、うちのほうの補助金は廃止という形で考えております。

○兼本委員

物資の流れというのをもうちょっとよく研究されたほうがいいんじゃないかなと思いますよ。補助金をなくすというのは、やっぱり財政が苦しいからなくすということなんですか。

というのが、飯塚市は子ども食堂を12地区で行いたいということなんでしょう。例えば、子ども食堂を行うためには調理場も必要ですよ。多くの人に来れる場所も必要ですよ。そこまで来る人たちは、皆さん、車で来られる方が多いんじゃないかと思うんですよ。今、施設を借りようと思ったら有料でしょう。NPO法人は、正直言って、皆さんからのご厚意で運営しておりまして、基本、考え方としては、こどもたちにこのお金は全部使いたいんだという感じで考えていらっしゃるところが非常に多いんですよ。

そういったときに、経費、例えば、交流センターを貸してくださいと言ったときに、無料で

できますか。例えば、場所によっては駐車場がない交流センターがありますよね。そういった場合に公共の駐車場が必要になってくる。そういったところの利用料とかも無料にさせていただけますか。

いろいろな子どもたちに来ていただいて、虐待防止のための子ども食堂ですよね。来ていただかないといけないというのが大前提じゃないですか。そういったところはどのようにお考えなのか、答弁を頂けますか。

○こども未来部長

子ども食堂につきましては、虐待防止だけではなく、こどもの居場所づくりとして、孤食に対する対応とか、そういったいろいろなものがありますので、いろいろな目的で行っております。その中で、市の補助金頼みになってしまうと、やはり行政ですので、皆さんの税金を使っただけの補助金ですので、やはり審査も厳しいですし、今、補助金は毎月1回、最低でもしていただけないという条件等がございます。そのような形だと、補助を受けられないところも出てきて、例えば、年に数回でやっていただいてある団体もございますけれども、そういったところもやはり協力は欲しいと。

そういったところを考えながら、NPOにしても、ボランティアの団体にしても、理想は自分たちの中で完結できることが理想だというふうに考えておりますので、より補助を受けやすいような、市がそういった物資をもらってくる仕組みづくりを立てることによって、それをまたNPOとか社協とかに協力をしていただきながら、食材を直接お渡しできる、寄附金も直接お渡しできる、そのような意味で仕組みを考えて、補助金を使わなくても、補助をやめる、支援をやめるということではなくて、現物とか、直接の寄附金とか、使いやすい方法を今考えているところでございます。

実際に、久留米市の社協とか、北九州市のほうでも、直接、社協が倉庫を管理したりとか、そういった事例があるのも研究しておりますので、そういったものを研究しながら、市の補助金がないとできないというような形を変えていきたいという意味で、現在、検討しているところでございます。

○兼本委員

そうしたら、それも一つ、もう一つは、さっき言ったように、そういう大きな施設、子どもたちがたくさん来れる施設というのは、公共施設が一番最適じゃないかと思うんですよね。ここに利用料かかるというのは、お互い協力関係にあるわけでしょう、こういったところを減免してもらえそうなことも考えてはいかがかなと思うんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○こども家庭課長

現在、子ども食堂を交流センターで開いているところにおきましては、利用料は減免させていただいております。当然ながら、今後もそのような形で進めていきたいと思っておりますので、経費は基本的にはかかっていないものというふうに考えております。

○兼本委員

ということは、今も無料でいいということですね。あと、場所によると思うんですよね。かかってしまうところもあるじゃないですか。そういったところも、どこでやったらいいのかわかっても、12地区といっても、駐車場が広いところもあれば、すごい狭いところもあるわけですよ。狭いところには何かしら公共の駐車場が近くにあったりするんですけども、料金が低い。お母さんたちも送ってきて、もし、そこに一緒に行かれたりすると、お金がかかってしまうんですよ。それでなくても、きついわけですよね。そういったところも、今後、いろいろな状況やパターンがあると思うんですが、ここは子ども食堂等を行っていただける団体さんと話し合った上で、飯塚市が支援できるところは、そういった部分で支援できるところは、ぜひ、していただければと思っています。

多分、今までも経費がかかってきたところを、補助金の一部で補填していただいたということ、皆さんは非常にありがたく思っているんじゃないかなと思います。今後、支援物資等は、飯塚市が拠点を持って、配付していくという形が、ちょっとフードバンクと競合するような部分でもあるんじゃないかなと、物資を民間に求めるというところで。その辺りがどうなのかなというところは思っています。その辺りもいろいろ今後協力していただいて、協議していただいて、お互いがウィン・ウインの関係になるように、こどもたちがやっぱり、さっき部長が言われていましたように、子ども食堂に来て本当によかった、助かった、楽しかった、また来たいというような場所にすることが、私も一番だと思っています。そのためにも協力していただける団体さんとか、飯塚市も当然そうなんですけども、しっかりとした協力関係をつくっていただきたいと思っておりますので、いろいろとお願い事とかも、もしかしたらいろいろ出てくるかもしれませんが、その辺りを調査研究していただきまして、今後、よりよい子ども食堂ができるような、運営できるような体制の協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

虐待予防については、身体的、性的、心理的及びネグレクトという視点で、この間、質問をしてきたと思います。虐待の深刻さと、それを予防することの困難さを考えている間に、2つの要因が困難として横たわってきたと思います。一つは新型コロナなど感染症の大流行、それから物価の高騰の問題、経済的な基盤が壊れていっているという社会状況があると思うんですね。それともう一つは、この間に、看護者や看護受けるべき立場にあるこどもたちの心の中に、戦争、それから虐殺、それで、我が国においても戦争の準備が進められていると。展望を失っていく、生きる意欲を失っていきかねないような社会状況が生まれているだけに、私たちは、この特別付託案件の調査が、個々の事例を打開できるとともに、防止できるとともに、前向きの希望がある社会がこの地域につくれるように頑張ってきたのだらうと思うんですね。

その上でまず、高齢者についてお尋ねしたいと思ひます。介護に関わるんですけども、高齢者の居住実態が今どうなっているか、お尋ねしたいと思ひます。

○高齢者支援課長

高齢者の居住実態ですけど、調査につきましては、国勢調査の結果でお答えいたします。平成27年と令和2年の国勢調査結果で見ますと、高齢者のいる世帯は、平成27年で2万4181世帯、令和2年で2万5513世帯、高齢者単身世帯では、平成27年で7886世帯、32.6%、このパーセントは高齢者世帯に占める割合でお答えいたします。令和2年で9129世帯、35.8%。高齢者夫婦世帯では、平成27年で6421世帯、26.6%、令和2年で6909世帯、27.1%。高齢者同居世帯では、平成27年で9874世帯、40.8%、令和2年で9475世帯、37.1%と、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の割合が増加傾向にあると見ております。

○川上委員

高齢者の増加傾向があるというふうに言われておりますけれども、高齢者の生活実態のうち、経済的な指標として把握できているところがありますか。

○高齢者支援課長

経済状態につきましては、就労関係とか、経済状況については把握しておりません。

○川上委員

働く世代は、失われた30年と言われて、その30年を生きて、今、高齢者になっているわけですね。所得が30年間下がり続けて、何十万円も下がってしまうという状況で迎えた高齢期、年金は伸びないと。そこに深刻なコロナ、それから物価高騰が押し寄せているという構図の中で、この虐待問題が、被害者にもなり得る、加害者にもなりかねない、そういった局面

があるのではないかと思うわけです。

それで、高齢社会、それから介護対策の第8期計画が終わり、第9期、3か年計画の初年度が間もなく2年度目に入ろうとしている段階なんですけれども、これについて、計画の進行管から理がどうであったか、自己検討しているところがありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:49

再開 13:50

委員会を再開いたします。

○高齢者支援課長

第9期、第8期計画につきまして、それぞれ高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の2本立てになっておりまして、高齢者保健福祉計画につきましては第8期の中で、年度年度で事業の進捗の関係見直したり、第9期に入って1年目になりますので、今後、その福祉計画の部分をどういった形で事業を進められたか、検討していく必要がある分については、精査していきたいと思っております。

○川上委員

高齢者が必要な介護をきちんと受けられているかどうかというのは、この介護予防との関係も極めて重要だと思うわけですね。

それで、第9期計画の初年度なんですけど、年度末を迎えようとしている現段階で、計画どおりに今進んでおるのかどうか、そのところの検討をお尋ねします。

○介護保険課長

介護保険事業計画におきましては、今回、第9期計画ということで、飯塚地区にグループホームを2ユニット18名で整備することとしておりますので、今後、事業者の選定を公募により行う予定としております。施設整備という形で、今から第9期計画に基づいて整備をすることとしております。

○川上委員

第9期計画、初年度のサービス提供の見込み予定に対して、締めくくろうとしたときに、金額ベースでいいと思うけど、予定どおりなのか、当初予算どおりなのか。それとも多いのか、少ないのか。その金額はどれぐらいなのか、示してもらえますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:53

再開 14:03

○委員長

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

計画との比較というところで、計画上、令和6年度が142億1527万7千円で、これは介護保険給付費になります。それに対し、12月補正予算の数値を申し上げますと、143億1911万7千円、地域支援事業費につきましては、計画では10億6224万6千円のところが、12月補正で11億6493万円で算定しているところでございます。

○川上委員

高齢者が必要な介護サービスを受けられないために、虐待を受ける、あるいは犯す、危険因子が強まるということがあってはならないと思うわけですね。

それで、とりわけ第9期計画の中でも強調しているわけなんですけれども、認知症に関わる対策の重要性についてなんですけれども、先ほど紹介がありました。それは全てで認知症対応をす

るということではないということは分かるんですけども、グループホームの整備について、
どういう計画なのか、お尋ねし直したいと思います。

○介護保険課長

第9期の計画では、先ほど申し上げましたように、飯塚地区に2ユニット18人の施設の整備とグループホームの整備という計画でございます。

○川上委員

ですからそのスケジュールをお願いします。

○介護保険課長

スケジュールといたしましては令和7年度6月から9月頃に公募を行いまして、書類、プレゼンテーション選考によりまして、事業所を決定し、令和8年度中に開設、遅くともということになりますが、令和8年度中に開設予定となっております。

○川上委員

令和6年が第9計画の初年度でしょう。初年度は何をしたんですか。

○介護保険課長

初年度につきましては、今回、このグループホームが、今までのグループホームのみということではなくて、計画上、地域交流拠点を併設するという計画にしておりますので、地域交流拠点の担当課である高齢者支援課とずっと協議をしております、他市の視察等も含めまして、現在、どういう交流拠点を併設すればいいかということも含めて検討しているところでございます。

○川上委員

それは第9期計画で初年度は作業に入らないということを決めていたんですか。

○介護保険課長

第9期計画の中で初年度は作業に入らないということを決めているわけではなくて、第9期計画の中では令和8年度中に開設をするということまでを決めていた状況でございます。

○川上委員

第9期計画の52ページに、第5章として、「安心・安全な暮らしを支える環境整備」とあり、「1. 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進」とあります。今後の取組の中で、3番目に、「認知症高齢者等が虐待を受けるリスクが高いことから」ということで、書いているわけですよ。これがイコール、先ほども言いましたけど、全てグループホームというわけではないと思いますが、3年度目のいつスタートということも書いていないんでしょう。

○介護保険課長

この計画には、いつということは書いてございません。

○川上委員

今、市としては、令和8年、3年度目のいつからスタートと考えているんですか。

○介護保険課長

このグループホーム開設につきましては給付に結びつくものでございますから、予算上は10月から開設可能としておりますが、こちらのグループホームにつきましては、事業者さんが建設をするという形になりますが、建設するに当たっては、あらかじめ竣工までの工期というのがかなりかかっている状況ですので、そういうところも見込みまして、令和8年度中に開設予定としております。

○川上委員

そうしたら、計画どおりにいっても、この予定しているグループホームは、本格稼働は第10期計画の初年度からという感じになりかねませんね。

○介護保険課長

あとは事業者さんの工期等によって変わってくるかと思いますが、事業者の指定ということ

で、令和8年の大体3月から申請許可というところで考えております。

○川上委員

来年3月くらいに申請を許可する見込みということなんですか。

○介護保険課長

令和9年3月でございます。

○川上委員

大体分かりました。それをグループホームとして、認知症対応、虐待の危険因子を小さくする、抑制するという意味で、この計画で飯塚地区に1つという判断をしたのは、どういう考え方からそういうことになっているんですか。

○介護保険課長

飯塚地区にグループホームがもともと整備されていないということで、地区を飯塚地区というところで考えまして、2ユニット18名という計画を立てております。

このグループホームの整備につきましては、公募をして、事業者が建設して、そこで運営をしていただく形にはなるんですが、給付費に結びついてくるところでもございますので、いろいろな施設の状況等を計画の際に判断して、実際に待機状況とか、空き状況とかも考えたところで計画を立てております。

○川上委員

それは数字が出ますか、今おっしゃったことについて。

○介護保険課長

施設整備の計画を立てた際に、グループホームにつきましては1月当たりの見込み数ということで出しております。令和6年度は196人、令和7年度は199人、令和8年度は211人となっております。令和6年12月31日時点で、グループホームの定数が198人、令和8年度までに2ユニット18人のグループホームを整備する予定ですので、令和8年度末のグループホームの定員数は216人となり、令和8年度の見込み数を上回るために、整備については充足できるんじゃないかという見込みでございます。

○川上委員

受け入れることができる数は明らかになると思うんだけど、入所希望の状況、あるいは必要な状況というのは、的確に分かりますか。

○介護保険課長

令和6年12月31日時点でのグループホームの空き状況としましては、市内17事業所、定員198名、入居者187名、空きが11名となっております。空きのあるグループホームが8事業所となっており、希望すれば入所できる体制はございます。ただし、待機者というのでもございまして、やっぱりどうしてもこのグループホームに入りたいというような方がいらっしゃるんで、そこは22名が待機してある。この22名も重複しているということが考えられますので、ちょっと実人数については分かりかねます。

○川上委員

本当は入所を希望して、順番を待ちたいけれども、なかなか申込みができないのはなぜかというと、愛情の問題もありますよね、一緒にというのもあるけど。経済的な問題があるのではないですか。何十年か一生懸命働いて、先ほど言ったように、統計的には何十万円も収入が減っている状況でしょう。それで蓄えがありますか。老後のために3千万円という政治家がいましたけど、ないでしょう。年金はこのくらいでしょう。

そうすると、本当に必要だと感じているんだけど、なかなか申込みはお金がないから順番を待てないという状況があるわけですよ。それから言うと、第9期計画の初年度が終わろうとして、どの程度の値段設定というか、価格設定になってくるのか分かりませんが、そういう設定のものが3年度目にはスタートできるでしょうというくらいのことで、虐待の危険因子の高

い、認知症の高齢者の対応ができるのだろうか。

虐待を受けないか、あるいは虐待をしてしまわないかと考えたとき、私はこの計画は実情に基づいて計画どおりにいっている、いっていないとかではなく、要求の実態に基づいて見直す必要があるんじゃないかと思うんだけど、虐待防止にとって私はかなり重大なことだと思うんだけど、そういう考え方がありますか。

○介護保険課長

計画の見直しにつきましては考えておりませんで、認知症の方を受け入れる施設ということになれば、グループホームだけに限らず、特別養護老人ホームや特定施設なども認知症の方を受け入れております。現在の考え方として、地域包括ケアシステムの一環として、住み慣れた在宅において、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護事業所等も利用しながら生活される方もおられますので、グループホームが空きの状況もございまして、現在のところで計画を変更するということは考えておりません。

○川上委員

繰り返し言っていますが、認知症対応のことについては、グループホームだけでという考え方はどうかと思うわけですよ、もともと。だけど、必要なときがあるじゃないですか。必要な方々がおられるわけですよ。そのニーズにこたえられる整備計画になっておるのかというのは、計画はこうなっていて、空きがちょっとありますからということではなく、実際の切実なニーズに基づいた見直しが必要な状況に今なっていないかと。しかも価格帯のこともちょっと申し上げましたでしょう。そうしたことも考慮する必要があるんじゃないかと。

それで、介護給付準備等の基金がありますね。見込みはどうか。当初予算で、初年度の年度末にどのくらいに見ておって、現実には、12月に補正したと思うけど、そのとおりになっているか、なっていないのか。関係があると思うので質問します。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:28

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

基金の積立てに関しましては、令和5年度の残10億234万5千円が、6年度に新規積立てがございまして、6730万9千円と、最終的に年度末残高補正の時点で言いますと、10億7944万1千円でございます。

○川上委員

第8期計画の1年度目を迎えるときに、介護保険料の値上げを提案しましたね。議会はサービス基盤整備が遅れると困るので大多数は賛成して可決しましたよ。私は反対しましたが、結びついてないということ。

それで、3年度目の基金残高の到達目標は2億5500万円でしょう。ところが、現実には先ほど紹介があったとおり10億円を超えることになり、コロナの影響でサービス提供が伸びなかったということもあるんだけど、お金の問題で言えば、介護保険料が高過ぎたということですよ。福岡県で一番高く、全国でも44位と言っていましたよね。それで、議会の意見をあなた方も受け入れる形で、10億円のうち7億円を3か年で取り崩して、そして、3年度目の着地点では3億7千万円、ちょっと不正確ですけど、そのぐらいに着地点を置いたわけですよ。

初年度は、この基金との関係で言えば、積立てのプラスは778万7千円の予定だったんですね。それが、12月補正で、今言われた6730万9千円、約7千万円積み増したわけですよ。そのことによって、取り崩すはずが、令和5年度末より6年度末のほうが多いというよう

な事態になっているわけじゃないですか。これを見たときに、グループホームだけではないけれども、サービス基盤整備、それから、サービスの提供に当たり、本格的に初年度の結果を踏まえて、見直してしかるべきだと思うんですよ。

それで、最近、議員の皆さんも経験があるんじゃないかと思うけど、介護認定が要介護3から要支援になりましたという相談が相次いでいます。それで、区分変更申請をしてはどうかということで、実際に区分変更申請したら、介護1になったとか2になったとかいうことなんです。これは何が違うか言うと、デイサービスに行く回数が変わるわけじゃないですか。だから、心と体の健康にも関わるけど、場合によっては虐待防止に逆行することにもなっているかもしれないと思うわけですよ。だから、ぜひ、介護保険との関係で言えば、高齢も関わると思うけど、1年度目を終結し、2年度目を迎えるに当たり、虐待予防という角度からも、事業計画を見直していく必要があるんじゃないかと、見直してもらいたいということを述べておきたいと思います。

それから次に、障がい者に関わる虐待予防のことなんですけど、予防事業の全体状況がどうなっておるか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

予防事業ということでありましたら、障がい者施設等の虐待予防は自立支援ネットワークにおいて研修会を行うという形で進めております。虐待防止事業ということでございましたが、事業所全体の問題でございますので、自立支援ネットワークというところにおきまして、事業所管理者向けの研修会を企画して、実施しております。

○委員長

全体像ということなので。

○社会・障がい者福祉課長

全体像として、実際の虐待の件数自体は少しずつ増えてきておりますけども、実際には、通報が多くなったというのが現状だろうと思います。

○川上委員

障がい者に対する虐待予防については、既に本委員会は資料の提出を受けています。そのことについても質疑を既にしております。その後の状況について、どういう特徴があるか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

前回、資料をお示しした後、令和6年12月末の状況までは一応つかんでおりますけども、その実績でお答えいたしますと、障がい者虐待の通報件数が15件、そのうち虐待と認定した件数は5件でございます。通報件数は、令和5年度の15件と並び、認定件数は令和5年の4件を上回る状況となっております。また、障がい児に対する虐待につきましては、通報件数は1件で、認定した件数はございません。

○川上委員

通報に関わって、身体的、性的、心理的、ネグレクトで区分するとどうなりますか。

○社会・障がい者福祉課長

虐待の種類でいきますと、養護者による虐待につきましては、身体的虐待が2件、経済的虐待が2件、心理的虐待が1件、合計の5件となっております。それから、従事者についての虐待につきましては、性的虐待が1件です。それから、使用者による虐待につきましては、令和6年度はございません。

通報の内訳ですけども、児童については1件、それから18歳以上の障がい者は15件、それから、対応件数はコアメンバー会議とか事実の確認としては112回行っております。

○川上委員

身体的虐待と経済的虐待というふうに言われましたかね。それはどうやって区分しています

か。

○社会・障がい者福祉課長

身体的虐待というのは、あざがあったりとか、実際にけがをしているとか、そういうのが身体的になります。経済的虐待というのは、例えば、障害者年金の使い込み、そういうものは経済的虐待になります。

○川上委員

私が経験した事例を言うと、働けなくなった中高年のこどもさんが、親の年金を自分のものにして、親が抗議をすると、身体的虐待に至る、暴力行為に至るといような相談もあるわけですね。そういうとき、飯塚市はどういう区分をするんだろうと思うわけです。

○社会・障がい者福祉課長

暴力があった場合につきましては身体虐待のほうに入れております。

○川上委員

それでは、経済的虐待というのはどういう要因のときに言うんですか。

○社会・障がい者福祉課長

例えば、利用者の口座の管理をして、そして、お金をサービス利用料に使っていない、施設のほうから未払いがありますというようなケースがございます。

○川上委員

重なる場合がありますよね。そういう場合はどういうふうに分けるんですか。暴力行為があった場合は、拘束とかあるかもしれませんが、とにかくその区分は経済的背景があったとしても、経済的なほうにはカウントしないということですか。ダブってカウントするんだろうか。

○社会・障がい者福祉課長

経済的に困っているかどうかというのはちょっと分かりませんが、先ほど説明しましたように、実際にお金の使い込みが発覚しているとか、そういうのがあればどちらにもカウントしております。

○川上委員

そうした場合、前回も聞いておりますけれども、担当課での対応はなかなか大変だと思いますけれども、予防という点でいえば、先ほどの副委員長の質問に答弁がありました、研修会を行っている。9月27日に107人が参加したと。それはいいんだけど、質疑応答はどういう質疑応答がありましたか。

○社会・障がい者福祉課長

実際に虐待防止の動きの中で、例えば、引き離しの受入れもあります。それから、どこから受け入れるかというのがあります。多くの質問は、虐待防止における動きの中で、突然受け入れたときの費用の問題とか、それから、ほかの地域から来たときにそれも受け入れないといけないのかというような質問が行われております。

費用については、対応できるものについてはきちんと加算をつけてよいという説明しておりますし、他地域から相談があった場合につきましては、やはり他地域は他地域でそういう仕組みをつくられているはずですので、まず、うちのほうが優先ですということです。そういうふうな質疑応答が主に行われております。

○川上委員

研修の中身はそういう意味で事業活動についての研修会だったんですか。それとも、虐待をしない、許さない、受けないというような内容だったのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:42

再開 14:42

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

これまでおきまして、議会のほうに提出しておりました資料と基本的に同じものを出して、そして虐待の防止についての説明をした上での質疑応答となっております。

○川上委員

虐待をしない、受けない、許さないというような視点からの講演があったのかなと思ったわけです。今ではちょっと分かりにくかった。

○社会・障がい者福祉課長

実際にうちのほうの基幹センターは虐待防止センターも入れておりますけども、そのセンター長が全体の説明をしておきまして、がいの虐待の防止についてどういうふうな方策があるかというのを、例えば、実際にどういうふうなことが起きれば、どういうふうな流れで対応していくかというような、こちらのほうの資料そのものは、今まで議会に出したものと一緒ですので、要するに流れの説明は当然行っております。

○川上委員

施設職員の待遇改善の問題については、市が対応しているところは何かありますか。

○社会・障がい者福祉課長

障がいの給付費につきましては、国のほうは定めているものがありますので、市独自には特には定めておりません。

○川上委員

国がこの機に、職員の待遇改善についてどういう取組をしているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:45

再開 14:45

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

介護保険における加算と同じで、キャリアパス、その方が持つてある資格とかその年数に応じて加算をつけられる形となっております。処遇改善加算になります。

○川上委員

飯塚市の場合は、職員の賃金がほかの他産業の同年齢の皆さんと比較してどれぐらい格差があるかとかいうのは、飯塚市での把握は特にありますか。

○社会・障がい者福祉課長

特にそういう把握はしておりません。

○川上委員

だとすれば、国の動向もよく分からない、現実の格差の状況も分からなければ、職員の待遇改善による虐待防止効果を図ろうとする政策は打ち出しにくいのではないかと思うけど、どうですか。

○社会・障がい者福祉課長

この報酬そのものにつきましては、国一律のものでございます。ただ、地域の経済状況に応じた傾斜配分がございますけども、基本的には同じものでございますので、飯塚市が独自というのとはなかなか決めにくいものであると考えております。

○川上委員

実態が分からなければ、政策を検討することもできないでしょう。国がどういう応援をしているのか、基準になっているのか、どういう考え方でそういう基準になっているのか、現実

どうなのか、市が把握しなければ、その意味で虐待防止に資する待遇改善は進まないというふうに思うから、この質問をしているわけですよ。実態把握をしようということはできないですか。

○社会・障がい者福祉課長

この加算の対象になる事業というのは、市町村に指定権限があるものではございません。ですから、この加算を申請するのは県に対してという形になりますので、市でこの状況を把握して何かをつけるというのは、これは不可能だと思っております。

○川上委員

不可能かどうか、虐待予防の角度で質問していらっしゃるんですよ。処遇改善がその予防に資することは明らかじゃないですか。最初から「できません、できません」、「市の責任ではありません」と逃げ散らかして、現実に虐待が起きる。暴力行為も起きたりする。全国的な問題ですよ。実際は「知りません」と言えるわけがないじゃないですか。むしろ、自治体は実情を把握して、市としてできること、自治体としてできることを努力しながら、国に対して基準の引上げとかそういうことを要求していくわけじゃないんですか。だから、今、答弁があったようなことでは、環境の面からの虐待防止というふうになかなかかなりにくいのではないかというふうに指摘をしておきたいと思います。

それで、今後の工夫についてお聞きしようとしたんですけど、今言ったような弱点が本市にあることは大体分かりましたけど、今後、改善・努力の方向性として検討していることを教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

うちのほうに、嘉麻市、桂川町、2市1町で行っております自立支援ネットワークというのがございます。その中で、実際にはいろいろな部会に分かれておまして、それぞれでテーマを持って協議をしております。それによって、質の向上というの図っていくというふうにはしておりますので、まず、それが全体的な考え方になっていると思っております。

○川上委員

なかなか障がい者に対する虐待防止については関係者がお互いに努力をされているところだと思いますけど、もっと努力する、課題があるのではないかと思います。

次に、こどもに関わることなんですけど、先ほど言いました、4つの指標、身体的、性的、心理的、ネグレクトの区分でよいかなんですけど、個別案件の状況をお尋ねします。

○こども家庭課長

令和6年6月、議会のほうに報告させていただきました児童虐待に関する状況の報告書の中で、令和5年度の分について述べさせていただきたいと思います。令和5年度の身体的虐待につきましては115世帯、1444件、性的虐待につきましては6世帯、39件、心理的虐待におきましては31世帯、802件、ネグレクトと言われるものにつきましては46世帯、1012件、合計しまして、198世帯、3297件の対応をさせていただいたところでございます。

○川上委員

そのうち、性的虐待について6件、39世帯ということなんですけど、これはどういう対応をしていますか。

○こども家庭課長

こども家庭課におきましては、児童虐待の防止等に関する法律に基づき支援対応しております。何らかの性暴力被害をうかがわせる通告を受理した場合には、最短時間でこどもの安全確保とこども自身の面談など、事実の把握のため、初期調査が重要になります。直ちに一時保護の判断を要する内容でございますので、性的虐待につきましては児童相談所が直接対応することが望ましいとされております。市が通告を受理した場合、直ちに児童相談所に連絡、相談す

ることとしております。

○川上委員

それはルールでしょう。私は6件、39世帯の案件について、どう対応をしたのかお尋ねしたんですよ。

○こども家庭課長

ルールを述べましたところでございますので、そのルールに従って、児童相談所に通告させていただいたところでございます。

○川上委員

飯塚市は児童相談所に通報した後は何ら責任を負っていないという答弁なんですか。

○こども家庭課長

性的虐待の対応につきましては、先ほど申しましたとおり児童相談所が主として行っております。市の介入につきましては基本的に行っておりません。理由といたしましては、こどものケア、心のケアを含めまして、児相には警察官も配置されておりまして、弁護士なども配置されております。対応する体制が十分に整備されております。

また、例えば、報道等とかで漏れることによりまして、知る権利というものがあるとは思いますが、その名の下に、心の傷を負ったこどもたちへの2次被害が行われないように徹底していく、守っていく必要があるというふうに考えております。そこで市としましては、再発防止のために、もしくは予防のための対応が必要と考えております。そういったところの対応は私どもがしているというふうに考えております。

○川上委員

ちょっと落ちついて答弁したらどうですか。質問して、答弁しているんでしょう。

それで、私が知る権利を主張しましたか。

○こども家庭課長

そういったことで言っているつもりではございません。知る権利という名の下に、例えば、個別案件があったときに、心の傷を負ったこどもたちの2次被害が起こらないようにしなければならないというところを重点的に置いているということを答弁したところでございます。

○川上委員

ちょっと答弁と質問がかみ合っていないんじゃないですか。聞いてもないことを答弁されているんだけど、どういうことですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:57

再開 15:08

○委員長

委員会を再開いたします。

○こども未来部長

先ほどの性的虐待があった場合の対応ですけれども、児童相談所が主となって動きますけれども、飯塚市といたしましても一緒に家庭の状況を調べたり、またそのあと、虐待の後にお家に帰って来るときの対応等、児童相談所が主にはなりますけれども、一緒に協議を行い、できることは参加してやっております。

○川上委員

さっき障がい者に対する虐待のところでも聞いたんですけど、区分です。この性的を含む、一つの虐待が、経済的な、身体的な、またはネグレクトがリンクしている場合が多いんじゃないかと思うわけですけど、カウントと言ったら失礼ですけど、件数を押さえるときに区分けはどういう角度でやっているんでしょうか。

○こども未来部長

カウントといたしましては、虐待のメインとなるほうでカウントはいたしますけれども、市で記録として残すときには、当然、ネグレクトと心理的虐待とか、身体的虐待とネグレクトとか、そういった形でちゃんと状況を把握したものはありますけれども、こういった表に出すときの件数については、延べ件数ではなく、主たる虐待を、例えば、体の傷のほうが大きければそちらのほうでというような形で計算をしております。

○川上委員

虐待予防の対策を進める上ではそのような区分がいいのか、私が考えるには、該当する案件については、それぞれの延べで数えていったほうが、虐待の形態の深刻度というのが分かっているのではないかとこのふうにも思うので、これは国のレベルからそうしているのではないかとと思うけれども、それはそれでいろいろ報告するべきものもあつたりするから、そういう区分があるんでしょうけど、市独自の問題として、今言ったような複合的な要素の場合は、それぞれにカウントするというようなことがあつたほうが、予防対策を進める上では有効ではないかなというふうに思います。

それで、そういう発想でいくと、関係機関との連携、あるいは法的に児童相談所が責任を負い、他機関が関与できない、飯塚市なども含めて、というような法的なものは境界がどこにあるんだろうと思いますけど、先ほどの個人情報の保護の問題とかあると思うけど、今、部長が言われた、次の対応をしていくときに、児童相談所だけ、警察だけで何かできるというわけではない可能性があるんで、飯塚市がきちんと体制をつくっていきましょうというのが、今のルールのはずなんです。そのセンターになるところは、今、どこになっているんですか。

○こども未来部長

先ほども申し上げましたとおり、境界とかはなく、児童相談所が管轄をしたとしても、市も当然その情報は一緒に共有しております。現在は、こども家庭課内にあるこども家庭センターを設置しております、そちらのほうで対応を行っております。

○川上委員

この間、関係機関との連携で不都合が生じておる、あるいは、不都合ではないけれども改善が必要だというようなことがありますか。

○こども未来部長

飯塚市におきましては、現在、関係機関として要対協の設置を改めましたことにもよりまして、特に関係機関内でうまく連携が取れていないなどといったことは、具体的にはございません。むしろ、保健師をこども家庭課内に配置をいたしまして、乳幼児期からの継続した支援等にも取り組んでおりますし、また、関係機関についても家庭センター内に非常勤としてスーパーバイザーを設置し、そのほか大学の心理士の先生、病院の小児科の医師などの専門家も入っておりますので、例えば、病気のことについて何か助言が欲しいときには、病院のほうの医学的な見地のアドバイスをもらえるといったものもございまして、機関としての連携は飯塚市としては進んでいるほうだと思っております。

○川上委員

関連するところがあると思いますけど、子ども食堂のことについて先ほど質問があり、説明、答弁がありました。それで、子ども食堂について、虐待予防の一環という意義がどのくらいなのかなというところを含めて、子ども食堂の意義について、どういうふうに位置づけているか、お尋ねします。

○こども未来部長

先ほども申し上げましたけれども、子ども食堂におきましては、こどもの居場所づくりとして、こどもが一人でも、無料もしくは低額で行ける食堂であり、こどもへの食事の提供から、孤食の解消や、飯塚市では学習支援を行ったり、さらには地域の交流の場としての役割なども

果たして、その中に虐待予防としての役割もあるというふうな意義を思っております。

○川上委員

それは何か全国的にそういう位置づけですというものがあるんですか。

○こども未来部長

今、全国的な動きとして、子ども食堂はこどもの居場所づくりとして、先ほど申し上げました孤食の解消や学習支援、また、地域の交流の場など、総合的な支援の場としての意義を持つような形になってきております。

○川上委員

こどもに食を保障するという点で言えば、学校で朝ご飯というか、パンとか、おにぎりとか提供するような取組をなされたり、長期休業中については、本市でもそういう努力はされていたりもするんですけども、今12地区での実施を目指しているけど、10地区で、月一、二回程度実施できているということです。実施がまだできていない地区はどこですか。

○こども未来部長

菰田地区と鯉田地区になります。

○川上委員

その見通しはどんなふうでしょうか。

○こども未来部長

定期的実施する団体については、今のところ見通しは立っておりませんが、そのほか先ほど申し上げましたフードパントリー、食支援ですね、食堂ではなくて、食を直接支援していただく団体等もございますので、何らかの形で今後も支援を広げていけるようにとは考えております。

○川上委員

生活保護を受けている、あるいは生活保護を利用している世帯が、もともと基準そのものに問題があることについてはせんだって福岡高裁判決などでも示されているんですけども、それに加えて、物価高騰がかなり長期にわたって続いていて、その計算からいけば、保護費の受給日が1日とすれば、1週間ぐらい前からかなり窮屈になっているところがあり、その話はしたことがあります。保護者がこどもに対し、それが理由によって、食を提供できない。ご飯を食べさせることができない。自分もそのときは食べられない可能性があるんですけど、それは虐待ですかとお尋ねしたことがあります。しかし、いずれにしても、そうであるかないかよりは、食事がとれるように親も子もする必要があるということで、生活保護利用世帯がフードバンクから食材の提供を受けることは、保護法上で何か問題があるのかということをお尋ねしました。「ありません」ということでした。確認したいと思います。

○生活支援課長

フードバンクから提供されました食材につきましては、その取組の趣旨に鑑み、原則、収入認定としない取扱いとされております。また、フードバンク等からの食材提供は常用ではなく、臨時的なものでありますことから、家計管理が困難な世帯につきましては、適切に家計の管理を行うよう、必要な助言、指導も行っているところでございます。

○川上委員

再確認をしたわけですけども、一方で、NPOふれあいフードバンク飯塚というところがありますね。これは、せんだって部落解放同盟の幹部が中心になって設立され、市も補助金を3年間にわたって支出したところです。その3周年の記念パーティーが伊岐須会館であり、部長以下28人がパーティーに行っていますよね。立食だからよかったというふうに、問題がないという答弁があった、その団体ですよ。この団体が、フードバンク、食品提供をやっていることはいいわけですよ。ところが、実態は分かりませんが、チラシを見ると母子・父子家庭など食品の支援が必要な方が対象と書いてある。そして、括弧して、「生活保護などを受給して

いる方は対象外です」と書いているわけですよ。これはどういう意味でしょうか。

○生活支援課長

フードバンクを実施していますそれぞれの団体におきましては、その団体の目的や事業内容等に沿った形で運営されております。その支援対象者の決定や申込み方法等につきましてもそれぞれの基準に沿った運営がされているものと理解しております。その決定につきましても、おのおの団体の決定に委ねられておりますので、生活保護受給世帯に対する対応につきまして、ふれあいフードバンクさんが出しているチラシの内容については私たちのほうからお答えすることはできません。

○川上委員

生活保護制度は憲法第25条によって成り立っているわけです。生活保護を利用する、している、しようとしていることによって、社会的な一切の差別は許されないことだろうと思うけど、そうではないんですか。

○生活支援課長

先ほどの答弁の繰り返しにもなりますが、それぞれの団体で対象者を決めてありますので、私たちのほうからその件についてはお答えすることはできません。

○川上委員

質問はそうじゃないでしょう。生活保護を利用しているからといって差別するのはおかしいんじゃないかと。見解を求めているわけですよ。だからフードバンクがどうだとは今言っていない。その団体が判断したら差別してよいという見解ではないでしょう。どうですか。

○委員長

川上委員、今、虐待予防のことについて言っているので、個別の団体の活動内容については答えにくいのではないかと思います。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:25

再開 15:26

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

厚生労働省といたしましては、フードバンク利用では保護費の減額とかは原則せず、過度な場合に検討を促すと、過度に利用されることは検討する材料になっておりますということも前提としてあるんですけども、生活保護受給をされてある方を対象としてフードバンクを配布している団体もいらっしゃいますので、そのような形で差別というようなことにつながるようなことにならないように、私たちも気をつけていきたいと思っております。

○川上委員

私は理念の問題として、生活保護利用者が一切の差別をされるべきではないと。憲法で規定した権利の行使じゃないですか。そのことを確認したいわけです。間違っていますか、私が。

○福祉部長

私どもが常々申し上げておりますが、生活保護対象だからということも含めまして、いかなる差別、あらゆる差別もあってはならないというふうに考えております。

○川上委員

ここで行われている、このチラシに書いてあることは、生活保護などを受給している方は対象外というのは、これは差別じゃないんですか。

○生活支援課長

生活保護を受けてある方を対象外とされております考え方につきましては、その団体さんが配布する量やどのようなご家庭にお配りしたいかという考えでされてあることと思いますので、

一概に差別をしているとか、そのようなことではないというふうに認識しておりますけれども、厚労省が言いましたように、フードバンクの利用はいいんですけれども、過度な配布を受けるようなことにならないようにということとなっております。

○川上委員

これが差別でなかったら何なんですか。コロナの始まりのときに、ひとり親世帯に市が応援のための給付金を出しますと。生活保護を受けているひとり親世帯は排除しましたよね。そのときの理由は、お渡ししても収入申告してもらって、認定して、保護費を減らすだけだから出す必要がないということなんですよ。これは差別ですよ。

○委員長

川上委員、今、虐待予防の話なので、生活保護行政については、また別の機会をお願いいたします。

○川上委員

これについて、こども未来部長は「反省するところはない」というふうにおっしゃったんですけど、検討する必要があるでしょう。生活保護を受けている世帯がお金がないときにフードバンクに行こうとしたら、これが立ちはだかっているわけです。この家庭で虐待の危険因子は増大するのではないですか。必ず起こるというわけじゃないですよ。危険因子は増大するんじゃないかと心配するわけです。これについては、速やかに適切な形で、差別するべきではありませんというのを市は言っていくべきではないかと思うけど、答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:31

再開 15:38

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

今、質問委員が言われておりますように、生活保護などを受給している方は対象外ですという文言につきましては、差別的なことになるのではないかとということでございますので、市としてどうなのかということでございますので、関係機関と協議をしていきたいと考えております。

○川上委員

生活保護利用を理由にした差別は認められないんだということを、当たり前だけど、飯塚市の立場として表明する必要があると思います。

それで、このふれあいフードバンク飯塚というNPOは、あなた方の多く、どのくらいかという28人だけど、立食パーティーに行っていて、なれ合った団体ですよ。その中核にいるのは部落解放同盟の幹部じゃないですか。連絡先にもなっている。この差別的な取扱いをしている事業に飯塚市は3年間にわたり上限30万円の補助金を出していますよね。だから、一般の団体がこういうふうには書いてあるということと別に市の特別の責任があるわけですよ。

○委員長

川上委員、虐待予防というところをお願いいたします。

○川上委員

ということをちょっと指摘しておきたいと思います。補助金の関係があったということを含めて。

それから、この虐待予防案件については、防止、抑制、対応策など、国から指導的な通知等はないのか、お尋ねします。

○生活支援課長

平成30年7月20日付、厚生労働省子ども家庭局長通知におきまして、「児童虐待防止対

策の強化に向けた緊急総合対策について」が発出されております。これを受けまして、平成31年3月5日の社会・援護局関係主管課長会議において、関係機関間の連携強化策の一つとして、生活困窮世帯やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携を図ることが確認されております。

具体的には、生活困窮世帯やひとり親世帯に対する支援について、「①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること」、「②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口で連絡すること」とされております。このことから、本市におきましても、さらなる関係機関との連携強化を図り、虐待の早期発見、虐待防止に努めているところでございます。

○川上委員

それは国の通知等ということなんですけれども、飯塚市福祉部署において、マニュアルなど虐待事案における独自の対策方針はつくっていないのか、お尋ねします。

○こども家庭課長補佐

こどもについては、全てのこどもの人権が尊重され、こどもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体でこどもを育む機運を醸成するとともに、虐待の予防・早期発見・早期支援・自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指して取り組んでいるところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:43

再開 15:44

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

生活支援課としましても、児童福祉法、また、飯塚市の子どもをみんなで守る条例などを踏まえ、虐待の予防・早期発見に努めております。特に、こども家庭課をはじめとする関係機関との連携強化に努めるとともに、虐待の防止を目指して、訪問活動等にて世帯の状況を確認しております。

○川上委員

本市独自の特別のマニュアル、対象マニュアルはないということですかね。

それで生活支援の話なんですけれども、職員研修等はどのように行っているか伺います。

○生活支援課長

生活支援課内では、年に1度、職員に対して人権学習を行っております。虐待に対する独自の研修等は行っていないんですが、本市の各所管が実施しております人権学習等におきまして、こどもの人権学習、また、虐待に関する講演会などがありますので、ケースワーカーは自主的に参加しております。

○川上委員

その自主的な参加というのは、時間外、自分の時間、業務時間でないときに行くという意味合いですか。

○生活支援課長

業務時間外るとき、また、土日祝祭日等で開催されてある講演とか研修会に参加しております。

○川上委員

それが本当に自主的であれば、それはそれであり得ることだと思いますけど、心構えの問題と技術的な問題もあろうかと思うわけです。そういった点でいえば、市が責任を持った、福祉

事務所ないし生活支援課が責任を持った研修がそういう意味では子どもたちを守る上で役割が大きくなるのではないかと思うわけです。

実際、ケースワーカーの仕事の中で、この虐待防止についてはどういった点に気をつけてやっていますか。

○生活支援課長

生活保護におけます訪問活動は世帯の状況把握、自立の助長を促すための助言・指導など、非常に重要な役割を果たしております。特に要保護児童対策地域協議会対象世帯や虐待等が疑われる世帯などに対しましては、毎月の訪問を必須として、世帯の状況把握に努めております。訪問の際には、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員等との同行、さらに複数の職員で訪問するなどし、できるだけ子どもさんたちとも面会して、就学状況や身体状況などを確認しています。また同時に、近況の様子や世帯の状況に応じた助言・指導を適宜行っているところでございます。

○川上委員

ケースワーカーが家庭訪問し、あるいはその他の機会に虐待を疑うことがあった場合はどうなっていますか。

○生活支援課長

訪問活動におきまして養育環境の変化を把握した場合には、適時、こども家庭課担当職員と情報共有をして、対応を協議しております。また、その進捗状況及び結果につきましては迅速に担当の係長へ報告しているところでございます。

○川上委員

今のだと、ケースワーカーの職員はこども家庭課担当職員と先に情報を共有するわけですか。それで、その情報共有状況を係長に報告する。そういう順番ですか。

○生活支援課長

同行訪問等を一緒にする場合には先に協議を行っております。そして、速やかに係長のほうにはそのときの状況等を報告して、その先のことを協議するということにもなります。

○川上委員

ケースワーカー職員が家庭訪問したとしますでしょう。それで、疑うことがありました。そうすると、こども家庭課のほうに即連絡をして、そういう連絡しましたというのを係長に報告するわけですか。それとも、ケースワーカーは先に係長に報告して、係として、係の責任で、こども家庭課に情報共有するんですか。

○生活支援課長

質問委員が言われますように、状況にもよりますが、先に担当係長のほうに報告して協議し、こども家庭課のほうと協議をするという場合もございますので、ケースバイケースでさせていただいております。先ほどの回答は、家庭児童相談員等々と先に訪問に行ったときとかは、そのような形で先に協議しておるといったようなことでした。

○川上委員

こども家庭課のほうは、ケースワーカー職員がこういう疑いがありますと言ったときは、係長にはまだ相談していませんけど緊急性を認めたので、速やかに情報共有しに行きましたということがいいわけですか。

○こども未来部長

特に通告を受けたときに、生活支援課の中で情報共有はどうしていますかというような確認は取っておりません。そのこどものお話を聞いたら、すぐに対応するというところで、通常の通告と同じように、飯塚市のこども家庭センターのほうで緊急受理をして対応していきます。

○川上委員

重要と思われるテーマを質問してまいりました。冒頭に申し上げましたが、もともと虐待

防止対応というのは、なかなか困難な課題だと思うんですけども、それに加えて、先ほど申し上げましたような、病気の感染症の流行だとか、物価高騰、経済苦、これに心の中の問題としてだけではないと思うけど、やっぱり戦争とか、それからSNS、ゲーム等による暴力的な、虐待につながりかねないような悪影響を及ぼすものが、大人の心もむしばんでいる状況もないことはないと思うんです。そういった点でいえば、特別に虐待予防の取組に力を入れて、ハードの面と、ソフトの面と、今、市が取り組んでいる事業との関係でも、自己点検をしながら進めていっていただきたいと。私も議会人の一人として、力を合わせて、この問題を取り組みたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

委員長にお願いいたします。本委員会に特別付託を受けております「虐待の予防事業について」は、これまで執行部から、本委員会に特別付託を受けております「虐待の予防事業について」は、これまで執行部から、「こども、障がい者、高齢者の虐待防止について」や「アウトリーチ型支援の虐待等の予防事業について」、「重層的支援体制整備事業における虐待の対応等について」などの報告を受け、調査してまいりました。

この間、執行部においては、こどもに関しては、産前・産後生活支援事業における利用申込方法の改善や、令和6年度から「こどもの権利擁護啓発事業」等を実施したこと、障がい者、高齢者などに関しては、「重層的支援体制整備事業」による複合的な困難事例への対応力強化にむけた横断的な連携体制整備を実施したことなど、虐待予防に向けて努力されてこられたことは評価すべきものと考えます。

今後は、虐待の予防のため、対象者に寄り添い、孤立させないような支援を実施すること。対象者ごとの特性を知るために研修会・講演会等を開催すること。対象者自身が人権を尊重する思いを持ち、また、その思いを伝えられるように啓発を実施すること。以上を要望いたします。本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま、藤堂委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありました。本日、調査終了についてお諮りするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「虐待の予防事業について」は調査終了とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 55

再開 16 : 03

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」報告を求めます。

○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、本年度末で契約満了となります飯塚第一中学校区6校、立岩小学校、片島小学校、菰田小学校、飯塚第一中学校、飯塚小学校、鯉田小学校の給食調理等業務受託業者の選定について、飯塚市給食運営審議会へ諮問し、受託候補者の特定について答申がありました。

次に、受託候補者特定までの経過でございますが、令和6年8月1日に飯塚市教育委員会から飯塚市給食運営審議会へ受託候補者の選定について諮問があり、飯塚市給食運営審議会では、8月26日に第1回飯塚市給食運営審議会を開催、専門部会を設置し9月4日から募集を開始したところ、企画提案書の締め切りまでに、飯塚第一中学校区(その1)で対象校となります立岩小学校、片島小学校及び菰田小学校に1者の申し込みがあり、飯塚第一中学校区(その2)で対象校となります飯塚第一中学校、飯塚小学校及び鯉田小学校に3者から申し込みがありました。

受託候補者4者に対しまして、令和6年11月15日に第1回専門部会で第一次審査として企画提案書等資料の書類審査を行ない、11月27日に第2回専門部会でヒアリング審査等による二次審査を行った結果、総合評点上位の2者が受託候補者として特定されました。

資料「答申日が令和6年11月27日と表記しております答申書」をお願いいたします。表紙の次の1ページ下段「受託候補者」をお願いいたします。飯塚第一中学校区給食調理等業務(その1)につきましては、一富士フードサービス株式会社九州支社が受託候補者となったものでございます。飯塚第一中学校区給食調理等業務(その2)につきましては、株式会社日米クックが、受託候補者となったものでございます。

なお、2のページ「特定理由」、3ページの「採点結果」の説明については、省略させていただきます。

今後はこの答申に基づき、受託候補者として特定された業者と委託契約に向けた事務を進めてまいります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今回、事業者をプロポーザル方式で選定するという事なんですけど、公募に当たり、今回、特に強調したというか、新たに加えたポイントというのがありますか。

○学校給食課長

公募に当たりましては、飯塚市で給食調理等業務を実施できる業者としてふさわしいか、実施要領等を示してございますが、その内容に沿った形で業務をしていただける業者の参加希望を指名登録されてある業者様に通知しております。

○川上委員

感染症対策、また、物価高騰対策などについて、特段の公募に当たって要綱があったのかなというふうに思って聞いたんですけど、ありませんか。

○学校給食課長

委員がご質問の感染症対策と物価高騰等について特段の条件等をつけ加えたりはしておりません。

○川上委員

飯塚市給食運営審議会というのはどういう役割があるんですか。

○学校給食課長

飯塚市給食運営審議会は、給食調理等の重要事項について審議をしていただく附属機関でございます。

○川上委員

何人ぐらいで構成されているんですか。

○学校給食課長

給食運営審議会の委員構成でございますが、小中学校の校長先生の代表2名、それから、小中学校の給食主任の代表2名、飯塚市PTA連合会の代表者2名、福岡県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の代表者1名、それから教職員代表の2名、飯塚市教育委員会において必要と認める者1名でございます。

○川上委員

何人ですか。

○学校給食課長

16名でございます。

○川上委員

それは条例の定数いっぱいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:12

再開 16:14

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

失礼いたしました、先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思っております。先ほど委員の人数についてお答えを申し上げました16名は、正しくは10名でございます。そして、定数いっぱいであるかというのは、教育委員会において認める者を若干名とございますので、定数いっぱいではございません。

○川上委員

8月1日に教育委員会からこの審議会は諮問を受けるわけでしょう。その諮問の内容はどういう内容なんですか。

○学校給食課長

諮問の内容でございますが、給食調理場の運営に係る事項について、案件といたしまして、学校給食調理等業務の民間委託実施に伴う受託業者の選定について、諮問の理由につきましては、現行の給食調理業務委託契約は、本年度末に期間満了を迎える小学校及び中学校における給食調理等業務を委託する事業者の選定を行うもの。対象校といたしましては、先ほど申し上げました、飯塚第1中学校区の6校でございます。

○川上委員

そこで、給食運営審議会はその諮問を受けて事業者を選定することができるものなんですか、この審議会の権能としては。

○学校給食課長

給食運営審議会につきましては、条例で規定をされてございます。飯塚市給食条例第5条におきまして、「給食の円滑な実施を図るため、飯塚市給食運営審議会を置く。」、「運営審議会は、教育委員会の諮問により給食調理場の運営に関する重要な事項について調査研究及び審議を行い、教育委員会に答申する。」という規定がございますので、権能はあるというふうに認識しております。

○川上委員

規定の中に、事業者の選考選定が入っているという理解なんですね。

○学校給食課長

業者の選定について、選定する権限といいますか、権能を有しているということにつきましては、条例の施行規則の中で、専門的協議を行う機関の設置という規定もございますので、給食調理等の委託等を重要事項について審議をすることが可能であるというふうに認識しております。

○川上委員

明文で、学校給食運営審議会は、業務委託受託者をプロポーザルでやるんだけど、選考し、答申をするということができるといことは書いていないんじゃないですか。

○学校給食課長

委員がおっしゃいます給食調理業務の業者選定という明確な文言の規定はございませんが、条例第5条、それから先ほど申し上げました施行規則の規定の中で、「給食調理場の運営に関する重要な事項について調査研究及び審議を行い」とございますので、その中にも包含されているというふうに認識しております。

○川上委員

そうなのかなと思うんですけど、8月1日は諮問すると同時に対象校のPTA1名並びに市内小中学校の栄養教諭5名の合計6名が本審議会臨時委員に委嘱されましたとなっているわけですね。これはどういう意味ですか。

○学校給食課長

教育委員会からの諮問を受けまして、飯塚市給食審議会では、条例の規定に基づきまして、運営審議会の組織といたしまして、専門部会、教育委員会は必要に応じて臨時委員を委嘱してございますので、PTAほか臨時委員が委嘱されたものでございます。

○川上委員

そうすると、運営審議会委員は10人ですと。それ以外に臨時に審議会委員を6名委嘱したということで、合わせて16名になるということですか。

○学校給食課長

そのとおりでございます。

○川上委員

10人の審議会委員と臨時の6人の委員は、何か議決を要するときに、立場上、権限に違いがあるんですか。

○学校給食課長

条例施行規則の中で、第10条「会議」の中で規定がございまして、議決に関しましては、運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるという規定がございまして。

○川上委員

審議会委員は10人でしょう。新たに臨時委員を6人委嘱したってわけでしょう。例えば、この答申書を議決しないといけないでしょう。これでいきますよというときに、10人の審議会委員で議決するのか、臨時委員を含めるのか。臨時委員に議決権があるということかな。16人で議決するのか、10人で議決するのかということになるのかな、質問としては。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16：26

再開 16：28

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

運営審議会で決定いたしました臨時委員で専門部会を開きまして、一次審査、二次審査で決定した内容が、この答申の内容となっております。

○委員長

議決があるかどうかという話だと、誰が議決権を持って決めているのかという質問です。

○学校給食課長

この臨時委員を含めた委員の中で議決されております。

○川上委員

16人で、10人プラス臨時委員6人、16人で議決したと。臨時委員も議決権があるということですか。

○学校給食課長

臨時委員も議決権がございます。

○川上委員

そうすると、私はそうなのかなというふうにさっきから言っているのはあるんだけど、給食審議会委員は10人でしょう。ここに権限はあるわけですよ。という判断を皆さんはしたんでしょう。10人なのに、この選考については臨時に6人加えたわけでしょう。10人で議決するわけじゃなくて、臨時に委嘱した6人も議決権を持つわけですよ。そうすると、なぜ6人ですかということにもなりますよね。10人より少ないでしょうということにはなるでしょうけど、なぜ臨時の委員が必要なんですか、この場合。

○学校給食課長

どうして臨時委員を加えての審査に入るのかということですが、教育委員会として必要と認める者として栄養教諭の存在が欠かせません。特に委託校に所属する栄養教諭等がメンバーで入ることで、より審査に関して詳しく審議をしていただきたいというところがございます。それから、委託校のPTAの代表者も入っていただいているということで、より多くの方で内容を審議していただきたいというふうに考えております。

○川上委員

ちょっと納得がいかないですね。

この審議会では、臨時委員6人、プラス10人の委員の半分の5人、合わせると11人で専門部会を設置したというわけでしょう。ももとの審議会委員は5人だけ、臨時の人たちが6人で専門部会を構成して、実質的な公募から審査に入っていくわけでしょう。それでいいんですか、私の理解は。

○学校給食課長

臨時委員を除く当初の委員の人数については10名でございます。それに栄養教諭、それからPTAの代表を含めた6名で、16名となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:34

再開 16:41

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

大変失礼いたしました。当初、運営審議会の先ほど構成メンバー10名に臨時委員の6名を加えて、臨時委員を含む全11名、この11名の段階では、当初の10名のうち半数の5名、これは受託校となります学校のPTA、それから保健所の代表の方などを含めて5名、そして、臨時委員6名の計11名で専門部会を設置して、審議をしております。

○川上委員

それでは、逆に審議委員は当初10人でしょう。専門部会に入らなかった5人はどういった

方ですか。

○学校給食課長

専門委員に入っていない5名ですが、受託する学校の学校長ではない給食主任の方2名、それからPTA連合会の代表の方2名、それから教職員代表の方1名の計5名が入っております。

○川上委員

10人のうち5人だけを専門部会に入れて、5人が入らないというのはどういう理由ですか。

○学校給食課長

専門部会の委員は、審議会の委員から審議会の会長が指名する。そして、部会長につきましては、専門部会の互選によって定める。そして、審議会の会長が指名するというので、特段の人数の規定等はありません。

○教育部長

大変申し訳ありません。当初10人のうちの5人をなぜ専門部会のほうに持って行くのかという件につきましては、私のほうもちょっと不勉強で、今この場でお答えするだけの掘り下げを行っておりませんので、申し訳ありませんが、ただいま答弁することができません。

○川上委員

この答申書には、8月26日に開催した会議というのは審議会で、ここで専門部会を設置しているんですよね。ここで専門部会が行われたかどうかについてはよく分かりませんが、この専門部会が提案、公告を行うわけでしょう。11月15日に第1回の一次審査を行い、27日に二次審査をするんだけど、答申書の3ページに、「選考委員」という単語が出てくるんですよ。この選考委員とは、誰のことなんですか。

審議会委員は分かりますよ。臨時委員も分かります。専門部会のメンバー委員って言うか分からないけど、部員でしょうかね、それも分かります。選考委員というのは、誰のことなんですか。

○学校給食課長

選考委員7名でございますが、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所代表の1名と教育委員会において必要と認める者1名、それから、栄養教諭代表の5名、計7名でございます。

○川上委員

関係校の栄養教師5人と、それから嘉穂鞍手保健所1人で、6人でしょう。もう1人は誰ですか。

○学校給食課長

教育委員会において認める者を1名でございます。

○川上委員

そのXが誰かを聞いているじゃないですか。

○学校給食課長

こちらは、対象校となります学校の栄養教諭でございます。

○川上委員

どういう意味ですか。嘉穂鞍手保健所の方が1人でしょう、関係校の栄養教師が5名と言ったでしょう。これで6人でしょう。そして、教育委員会が特に認めるものとして、7番目に私が言っている方は、栄養教諭なんですか。

○学校給食課長

教育委員会において認める者の1名は、当初の10名の構成の中の1名でございます。

○川上委員

一次審査の選考委員ということなんだけど、それはどこで選ばれるんですか。

○学校給食課長

専門部会の指名でございますが、飯塚市給食運営審議会の専門部会の運営要綱がございます、この中で、指名された部会長がほかの部会員を指名いたします。

○川上委員

選考委員はどこで選ばれるのかというのを質問したんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:53

再開 17:03

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

選考委員7名につきましては、先ほど申しあげました嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の代表1名と教育委員会が認める者1名、これは栄養教諭でございます。それから栄養教諭の代表の5名の計7名でございます。この7名については特に決まりがあって定めているものではございません。

一次審査については書類審査となりますので、衛生管理マニュアル等の整備等の確認を行うために、栄養教諭、保健所の代表の方に入らせていただいております。それから二次審査の6名ということですが、1名欠席の方がおられて6名となっております。この議決に関しては、出席した委員の過半数で決しということでございますので、規定に基づいて議決を行っております。

○川上委員

こどもたちの健康・安全に関わる給食を一定期間、何か年にわたって委託しようということでしょう、直営をやめて。今までやめてきたんだから。その民間業者、株式会社、繰り返すけど、利潤第一にならざるを得ない会社、どの会社に受け持ってもらうかを選ぶのに、こんなずさんな報告しかできない状況で本当にいいのかと。新年度予算が間もなく議会に上がってくるけど、当年度もありますけど、新年度もあるけど、債務負担行為が入ってくるでしょう。莫大な金額になりますよね。それをこのように誰が任命したかも分からない。

欠席は欠席で、見てくださいよ、3ページ、二次審査とか何点差ですか。そして、1人欠席したのか、させられたのか、分からないでしょう。この方が来ていたら、順位が全部変わっているかもしれないでしょう。こういう答申が出てくる給食審議会ですよ。それをあなた方は、このとおりでいきたいという報告をしているわけでしょう。ちょっと普通では考えられないような学校給食に関わる事務事業を行われていると思うので、委員長、別の機会に報告し直してもらったらどうかなというふうに思いますので、それは委員長に要望しておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

ちょっとすいません、私もちょっと心配になったんで、ちょっと一つ確認させていただきたいと思います。

一次審査は、基本の安全衛生管理、危機管理、管理に関することですよ。ここに関して、選考委員さんも、先ほど答弁がありましたけど、プロの方がされてあると。この点数なんですけど、そのときに前の方と30点ぐらい違うんですよ。ということは、1人当たり約5点ぐらい、32点ぐらい違うんで、5点ぐらい違ってくるわけなんですよ。パーセンテージで言っても60%未満なんですよ。この方は最終的に2位になってあるわけでしょう。こどもたちの安全衛生の管理とか危機管理に関して、ここはもう間違いなく担保が取れているのか、それとも単純に点数だけでここですというふうに決められて、そのままなのか。こういった問題点をどのように考えられてあるのかというのを聞きたいんですけども、もし、今日答えられない

ようであれば、もう一度報告のときにでもはっきりとした答えを出していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育部長

ただいま兼本委員のほうからご要望のありました、一次審査における危機管理、こういった部分できちんと危機管理などについて担保が取れているのかという部分につきましても、きちんと整理した中でご報告のほうをさせていただきたいというふうに考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「嘉徳劇場施設改修・管理運営計画の策定について」報告を求めます。

○文化課長

「嘉徳劇場施設改修・管理運営計画の策定について」報告いたします。本件は、令和6年7月24日に附属機関、飯塚市文化施設活用検討委員会より教育委員会宛てに提出された答申を基に本計画を策定したため、報告するものでございます。

表紙の裏の目次を御覧ください。本計画案は、第1章から第5章に分け、嘉徳劇場の施設改修・管理運営についてまとめております。第1章では、嘉徳劇場の現状及び課題を整理しております。第2章にて、嘉徳劇場目指す姿、基本理念を、それに基づき、第3章では、施設の整備方針について、第4章では、運営面の方針について定めております。これらを踏まえ、第5章をまとめております。第1章から第4章までは、8月の当委員会に「飯塚市文化施設活用検討委員会答申について」にてご説明したとおりです。

44ページを御覧ください。答申を基に、嘉徳劇場の現状と本市の財政状況等を勘案し、「第5章 今後の進め方」をまとめました。「1. 計画策定時点の概算事業費」に記載の(1)から(4)までの整備に要する総事業費は36億円程度を見込んでおります。この多額の費用負担を軽減するための対応といたしまして、次の「2. (1) 段階的な施設整備の手法検討」のとおり、段階的な整備を行うことを検討することとします。具体的には、下表「段階的な施設整備のイメージ」のとおり、「フェーズ1」にて、嘉徳劇場を文化財として、見学ができる施設とするための整備、「フェーズ2」として、多目的施設として利用・貸出しが可能とするための施設整備、「フェーズ3」にて、劇場として様々な機能を備えた施設とするための整備の3つのフェーズに分けて施設整備を検討していきます。

次ページを御覧ください。加えて、上段に活用可能な補助金等についてまとめております。これらも積極的に活用するよう検討を進めます。また、中段の「(2) 民間事業者参画の検討」にて、公的資金だけでなく民間の資本や技術を活用した、PPP・PFI導入も検討いたします。

47ページを御覧ください。「3. 事業スケジュール」にて、段階的な整備手法を取らずに従来公共工事の手法で整備を進めた場合のスケジュール予定を示しております。

次ページを御覧ください。先ほどご説明いたしました段階的な改修スケジュールのイメージを示しております。今後、「フェーズ1」として、令和8年度中の見学再開のに向けた整備を進めてまいります。

なお、49ページ以降に参考資料として、計画策定までの取組や劇場用語等をまとめております。

今後、本計画を踏まえ嘉徳劇場の保存活用を進めてまいります。以上、簡単ではございますが報告の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

2点だけ教えてください。今、報告を受けました分で、まず、45ページで、課長のほうが補助金のご説明をしていただきましたけど、大体、総額で35億円程度を見込んでいますということなんですけど、そのうちで補助金を活用することによる市としての負担軽減というか、その辺りというのはある程度見えているんでしょうか。

○文化課長

今回の嘉徳劇場の整備に当たって、単純なスキーム、施設の改修整備という嘉徳劇場単体の整備に対しての補助メニューを記載いたしておりますけども、単体だけの補助金の活用というのは難しいという状況でございます。

ここに記載いたしております補助金の分であれば、それ以外の面整備とか、そういったものも含めた整備計画を行った上での補助金活用というようなことが想定できると考えております。

○永末委員

まだその辺りがはっきりしていないのであればいいんですけど、例えば、36億円程度というふうな具体的な数字が出されているから、その辺りが補助金の活用によって、36億円というのを事業費ベースだと考えると、そのうちの財源として、補助金がどの程度を占めるのかというのは、まだ今のところは出ていませんか。

○文化課長

現状において個々の補助金のメニューを提示いたしておりますけども、具体的な活用のシミュレーションというのはまだ行えていない状況です。

○永末委員

最後に、47ページと48ページで2つの事業スケジュールを掲載されていますけど、先ほどの課長の再整備の方法として、段階的な手法を取っていくことも検討すべきじゃないかというふうなことであったかと思うんですけど、その答弁からしますと、この事業スケジュールとしては、後者のほうの事業スケジュールを今イメージされているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○文化課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今の後者のスケジュールの中で、令和7年からフェーズ1ということが始まりますよという形になっていますが、先ほど永末委員の質問に対する答弁で、全体の総額に関してはまだはっきり決まっていない状況の中で、これを行っていくと。この分に関しては当然予算が入ってくるわけですが、この予算というのは飯塚市単費の予算という形で行われるのでしょうか。

○文化課長

このフェーズ1は具体的に申しますと、フェーズ1のところであれば、これまで嘉徳劇場に関して説明をさせてもらったかと思っておりますけども、本体の周りの建物、こちらのほうが違法建築部分になりますのでその分を解体し、本体の分、国登録有形文化財の指定のある本体のみを残すというのがフェーズ1でございます。

解体等の費用については、今は単費を考えております。ただし、嘉徳劇場の整備に当たっては、以前クラウドファンディングでいろんな寄附を頂いております。その分を充てさせていただきたいと考えております。

○兼本委員

ということは、クラウドファンディングで得たもので賄えるというような金額ということでしょうか。

○文化課長

今のところ、全てがその分で賄えるとは考えておりません。ただし、その費用の分の大部分をそういう形で財政的なケアができるというふうに考えております。

○兼本委員

嘉穂劇場は、最初にNPO法人のほうから受けた時、市長が、これは何十億かかったときにどうされますかという話が、この委員会でありました。たしか私が質問したと思うんです。それで、そのときに、そこまでかかるということはもう一度ちょっと一から考えないといけないというような、答弁を頂いたと思うんですね。今、これはこのまま継続していこうという考えのように感じるんですが、飯塚市は財源も厳しいわけでしょう。それで、36億円、この辺りをもう一度見直すとかいうようなお考えというのは、今、考えてあるんでしょうか。

○文化課長

今回、36億円という整備費用について提示をさせていただいております。今現状において、この36億円を一気に整備を進めていくということも難しいということも十分承知をいたしております。そのため、段階的な整備という方法の中で、まず、嘉穂劇場を見学ができるようにする。そして、そのあと、公共施設として貸出しができるような施設としていく。段階を追って行く中で、当然、最初に描いた36億円の姿、これも概算ではありますけども、違う姿、違う整備手法というのが出てこようかと思っております。今、最終的な36億円で整備した姿というのは、当然、その状況に応じて変わっていくのかなというふうには考えております。

○兼本委員

ちょっと私は、今、方向性としてはこれもどうなのかというところがあると思うんですね。この嘉穂劇場というのは、多分、文化財的な、本市にとっては文化財的なもの、もう一つは観光資源としても活用できるかもしれない。それで、それと併せて金額がこれだけかかるじゃないかというところまで今お考えだということは分かりました。であるなら、その辺りをもう少し煮詰めた段階で、解体費用の一部というのはもうあるわけでしょう、今、ここでしないといけないのかなと思っているんですよ。計画が進んだところから始めてもいいんじゃないかというふうに、悪い話で、この嘉穂劇場がもう飯塚市として運営しませんでしたときには、今、解体すること自体も意味がありますか、費用をかけてまで。そういったところまでちゃんと考えた中で方向性を決めて、政策の中にもこの嘉穂劇場が文化財的な観光資源としての政策、それと地域活性化にどういうふうに入れていくのかというのを、ある程度具体的なこういうふうにやっていきますと決めた中で、そこから始めてもいいんじゃないかなと。令和7年度に解体をする必要があるのかなというふうには、私は思っています。

でも飯塚市としては、もう取りあえず、まだ計画はどうなるか分からないけど壊すということで、やっていこうということのお考えなんですか。

○文化課長

嘉穂劇場には、今委員がおっしゃられたようないろんな価値、文化財としての価値、また観光価値、にぎわいづくりの価値であったり、いろんな価値があると考えております。そのため、本市におきましては、嘉穂劇場を残すということは決定いたしております。そして、これまで、譲渡を受けまして3年が経過いたしております。今後、整備をしていくこと、先を見通したところが決まったところで始めるということも一つの選択肢だろうと思っておりますけども、私どもとしては早く、一刻も開けたいという気持ちがあります。それと、最初にありました財政的ないろんな諸問題、取り巻く環境の問題がありまして、その中で、まず進めるに当たっての障害である違法建築部分とかを取り外せば、その後の活用策についてももっとより多く見えてくるものが出てくるだろうというふうに考えておりますので、早く開場をしたいという考えに至っております。

○兼本委員

間事業者参画の折に、民間事業者のほうにさせてもいいんじゃないかというふうなご意見というのも非常に理解できるるところではございます。ただ、フェーズ1につきましては、まずは文化施設として、今も、「雛のまつり」の関係で、中を観覧できるようにはしているところではございますけれども、どちらにしろ、民間のほうの活力を使うにしても、この違法建築物については除却というのが前提になりますもので、こちらについてはフェーズ1のほうで除却作業を行いたいというふうに考えているところではございます。

○兼本委員

分かりました。今、部長も課長もそうなんですけど、大前提がこれを残しますというのが大前提でしょう。残さないというのは、もう絶対ないということなんです。

私が言っているのは、例えば、民間が入ってきます、そこから動いてもいいんじゃないんですかということを行っているわけです。これは市民の税金なんですよ。その判断はやっぱり慎重にやっていかなくてはいけないことだと思っています。だから、今、部長、課長は言われたように、嘉穂劇場は残しますということで行くのであれば、それでいいんじゃないかと思うんだけど、そこまで決まったのというふうに、僕はびっくりして思っていますよ。だから、その見解が違っているんじゃないかなと、執行部と。なので、そこはもうちょっと慎重にやってほしいと思っています。今すぐに動かなくてもいいんじゃないのかなというふうには思っています。

まず最初にやらなくてはいけないことは、計画がある程度の具体的なものができて、例えば、民間にお任せするんだったらお任せする。先が決まったとか、そこからでもいいんじゃないんですかということは今言っています。

文化財かもしれませんが、その後どうするんですか、そうしたら。ずっと民間の活力も活用できない。このまま周りを解体して、その状態で終わりということでしょう。飯塚市も何十億円も出せない。民間の活用もできない。今のままでずっとということになるんでしょう。使う意味がありますか。そこはある程度の計画を出していただいて、そこから始めましょうということ、私は言っています。金額は大きいでしょう、どちらにしても。何度も言いますが、市民の税金なんですよ。前市長も金額が大きくなったらどうしようかなということをお考えだったと、私は思っています。その辺りを慎重にもう少し考えていただき、今の計画は計画であれですけども、ちょっと慎重に考えていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

2ページの飯塚市文化施設活用検討委員会、第1期とあるんですけども、これは解職されているのか、いないのか。それとも、第2期、第3期があるのか、そこだけ教えていただければ。

○文化課長

第1期と第2期はどちらとも終わっております。

○藤堂委員

この委員会というのは、もう解職されていないのか、あるのかということなんですけど。

○文化課長

その役割を終えておりますので、解散というか、終わったような状況になっております。

○藤堂委員

僕も全部読み込みたいんですけど、第2期がどこかに入っているんですか。それとも、もうこの第1期で終わりですということですか。また、何か集まったりするんですか。

○文化課長

この文化施設活用検討委員会ですけども、ちょっと分かりにくいんですけど、第1期と第2期

がございます。それぞれちょっと諮問内容が違っておりました、今回の第2期のほうで、そのときの諮問事項が、嘉徳劇場施設改修管理運営計画の策定についてということで、第2期の委員会の中で審議をされて、答申という形で頂いたものをベースにしてつくったものが今回の計画でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中委員

兼本委員の質問に関連ですけれども、検討委員会に残すことを前提にして審議されたということをお願いされましたけど、私の記憶違いかもしれませんが、残すか残さないかも含めて、現状はどうなのか、消防法を含めていろんなものを整理しないと分からないということで、検討委員会が開かれたんじゃないかと思うんですけども、僕ら議会とすれば、残すことを前提に検討委員会で、当然、答申が出てきたら、答申どおりしないといけないですよという心配をしたときに、何がどうなのかというのを調べないことには何も進まないのという形で、兼本委員が言われたとおりだったと思うんですが、いつ、その検討委員会に、残すことを前提にということは、どこで、いつ、決まったかを確認してもらえますか。

○文化課長

先ほど言いました文化施設活用検討委員会の第1期でございますけども、このときの諮問内容でございます、嘉徳劇場等文化施設の活用の方策に関することといたしまして、1つ目が、嘉徳劇場の文化財としての価値を損なうことなく、地域経済の活性化に寄与する活用方策について、2つ目でございますけども、嘉徳劇場と飯塚市文化会館を初めとする文化施設や周辺商業施設との連携による活用方策についてということで、この活用検討委員会のほうに諮問を行っております。

その第1期の結果といたしまして令和5年2月に市のほうに答申を頂きました。その中で、嘉徳劇場の文化財としての価値を損なうことなく、地域経済の活性化の方策についてということで、いろいろなお意見を頂いております。それを基に、第2期の検討委員会のほうで、嘉徳劇場を施設改修管理運営計画の策定についてということで、諮問を行っております。

その結果として、先ほど言いましたような、今年7月に答申を頂いたところでありまして、前提として、今、質問委員がおっしゃられた、残すということを言い切ったところではございませんけども、それを前提とした諮問だったというふうに、私は判断いたしております。

○田中委員

活用される方策の答申をもらったんですけども、それにお金が幾らかかるかということまでは、別次元の話だったと思うので、結局、それをすることにはお金がかかります。そのお金が幾らかかるかというのは、何をどうするかということで、今言われたことを、お金の裏づけをもって全部残しますという話になったんですかという、私の質問です。お金も全部ふまえて残す。幾らかかってもいいので残していいですというところで答申をさせたんですか。その確認です。

○文化課長

この検討委員会の中では、金額の話というのは事務局のほうから全然いたしておりませんので、当然、委員の方たちもこれだけかかるからどうするというような議論にはなっていないところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。